

北方町高齢者福祉計画

令和3年3月

北方町

目次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定の体制	3
5. 本計画策定における国が示すポイント	4
6. SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	6
第2章 高齢者の現状	
1. 人口と世帯の状況	7
2. 要介護・要支援認定者数の推移	11
3. 介護・医療施設等の現状	13
4. 高齢者等アンケート調査結果でみる北方町	15
5. 北方町高齢者福祉計画における取組状況と課題	34
第3章 計画の基本的な枠組み	
1. 基本理念	42
2. 基本目標	43
3. 施策体系	45
第4章 計画の内容	
基本目標1 高齢者がいきいきと輝くまちづくり	46
基本目標2 地域共生社会の実現に向けた体制の整備・強化	54
基本目標3 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり	63
基本目標4 すべての人が安心して暮らせる安全なまちづくり	67
第5章 計画の推進体制	
1. 計画の進行管理	72
2. 計画の推進	72
資料編	
1. 北方町老人福祉計画策定委員会設置要綱	73
2. 北方町老人福祉計画策定委員会委員名簿	74

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国では、高齢化が諸外国に例をみないスピードで進んでおり、内閣府「令和2年度版高齢社会白書」によると、我が国の総人口は2019年10月1日現在、1億2,617万人となっており、そのうち65歳以上人口は3,589万人、総人口に占める65歳以上人口割合は28.4%となっています。

現在、国民の4人に1人以上が高齢者となっていますが、2036年頃には高齢化率が33.3%となり、近い将来、国民の3人に1人以上が高齢者となることが予想されています。

また、2042年頃が65歳以上人口のピークとされているものの、75歳以上の後期高齢者については2054年まで増加傾向が続き、さらに2065年には国民の約2.6人に1人が65歳以上となる社会が到来すると予想されています。

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者の孤立化、高齢者のみの世帯の増加による老老介護、認知症高齢者の増加、高齢者への虐待や権利の侵害、家族介護の負担とそれに伴う介護離職など、高齢者をめぐる様々な課題が浮かび上がっています。さらに、育児と介護を同時にしなければならないダブルケアの問題、障がいのある人や障がいのある子どもを持つ親の高齢化等、地域課題の多様化・複合化も進んでおり、これらの課題への対応が求められています。

国においては1963年に『老人福祉法』を制定して以降、高齢者福祉にかかわる各種法令や制度の整備が進められてきました。「老人福祉計画（高齢者福祉計画）」は、1989年の『老人福祉法』の改正に伴い、全国の都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。

また、2000年から『介護保険法』を根拠法とする『介護保険制度』が開始され、約20年に渡り、高齢者の増加に伴う介護への需要増加、多様化する介護ニーズとそれらに応じた新たなサービスの創設、「地域包括ケアシステム」の提唱など、高齢化が続く中での制度運営、高齢化社会への対応が図られています。

このような『老人福祉法』を根拠法とする「老人福祉計画（高齢者福祉計画）」と、『介護保険法』を根拠法とする「介護保険事業計画」を一体的に取り組むことで、高齢者をめぐる課題への対応、高齢者福祉の推進を図っています。

今般策定期を迎えた「高齢者福祉計画」においては、第8期となる「介護保険事業計画」において推進されている「地域包括ケアシステム」の深化、推進に取り組み、実現を目指す集大成の計画であり、さらに、多様な課題に対応しつつ、子ども、高齢者、障がい者など地域で暮らす全ての人々が、生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざす計画となります。

当町においても、北方町、瑞穂市、本巣市で構成されるもとす広域連合が策定する「もとす広域連合介護保険事業計画」と整合を図りながら、地域包括ケアシステムの推進から地域共生社会の実現をめざし、本町における高齢者福祉施策の基本的な考え方やめざすべき取組等の見直しを行い、新たな「北方町高齢者福祉計画（以下「本計画」という）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく『市町村老人福祉計画』として策定するものです。

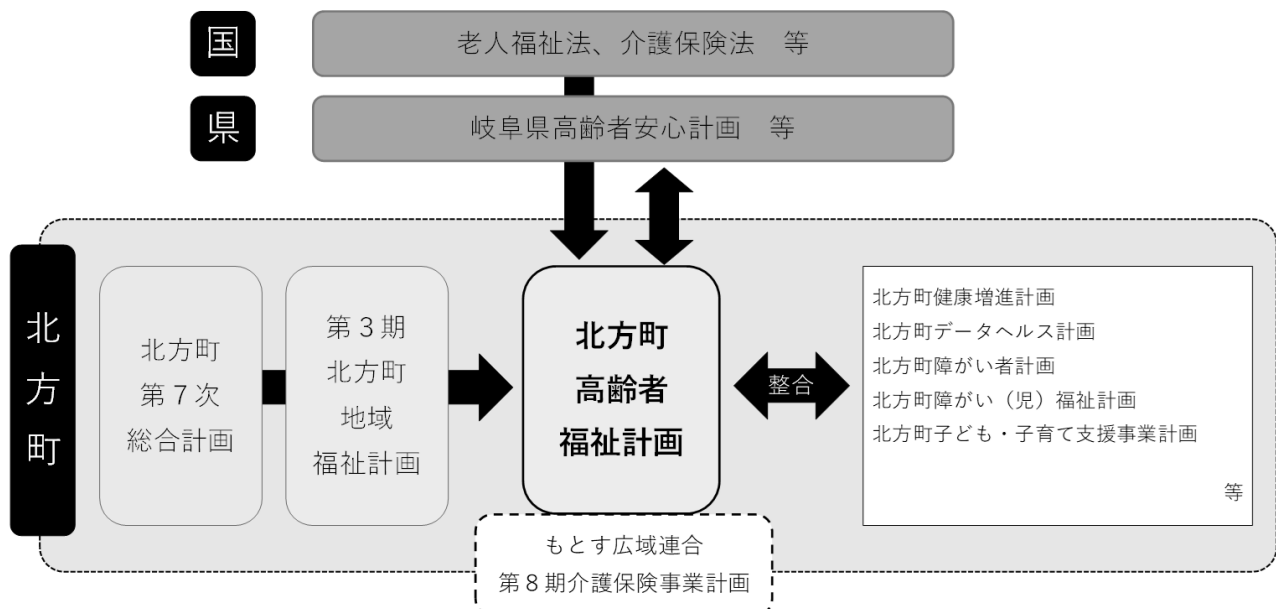
本町においては、過去にこの『市町村老人福祉計画』を「老人福祉計画」と表記していましたが、社会情勢や他市町村の動向を鑑み、「高齢者福祉計画」という表記に変更しています。

(2) 計画の性格

本計画は、本町に住むすべての高齢者を対象とし、もとす広域連合が担う介護保険事業を除いた高齢者福祉施策の総合的な計画です。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、本町の上位計画である「北方町第7次総合計画」や、「第3期北方町地域福祉計画」等、本町が作成した各種関連計画と、「もとす広域連合第8期介護保険事業計画」との整合性を図るとともに、国及び県が策定した関連計画も踏まえつつ、本町における高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



3. 計画の期間

本計画と整合を図る介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととなっています。「もとす広域連合第8期介護保険事業計画」の計画期間は2021年度から2023年度であるため、本計画も同一の3年間を計画期間とします。

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
北方町	前期計画			今期計画 (本計画)			次期計画			「団塊ジュニア」が 65歳に
もとす広域連合	第7期計画			第8期計画			第9期計画			
2025年までの中長期的な見通し										
						「団塊の世代」が75歳に				

4. 計画策定の体制

(1) 計画策定委員会

幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、町内の福祉・医療関係者などから構成する「老人福祉計画策定委員会」を設置し、この委員会において協議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

高齢者の現状や介護保険サービス、福祉サービスなどに関する意向を把握するために、もとす広域連合においてアンケート調査を実施しました。この結果から、本町における現状と課題を分析し、計画に反映させました。

(3) パブリックコメントの実施

計画案を町のホームページ等で公開し、広く町民の意見を集め、計画への反映に努めました。

5. 本計画策定における国が示すポイント

老人福祉計画（高齢者福祉計画）の策定開始から約 30 年が経過し、また、介護保険制度が創設されてから約 20 年が経過しています。

高齢者福祉や介護保険を取り巻く状況は、当初に比べると大きく変化しています。いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年が近づく中で、さらにその先を展望すると、いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる 2040 年が迫っています。総人口、現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

また、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれていることから、介護保険事業及び市町村が実施している各種高齢者福祉サービスへの需要が更に増加、多様化することが想定されます。その一方で、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者福祉、介護を支える人的基盤の確保が重要となります。

こうした背景を踏まえ、第 8 期介護保険事業計画においては、以下の 7 つのポイントが示されています。介護保険事業計画と一体的に策定する本計画においても、国が示す指針を踏まえて策定しています。

ポイント 1. 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025 年、2040 年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

ポイント 2. 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

ポイント 3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実、推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載）
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）認定者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

ポイント4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

ポイント5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載）
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

ポイント6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット、ICT の活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

ポイント7. 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

6. SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人取り残さない」という考えは、高齢者を含む本町に住む全ての人々が、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指していくという本計画の方針にも当てはまるものです。

そのため、高齢者福祉施策を推進するに当たってはSDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、高齢者の最善の利益が実現される社会を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 高齢者の現状

1. 人口と世帯の状況

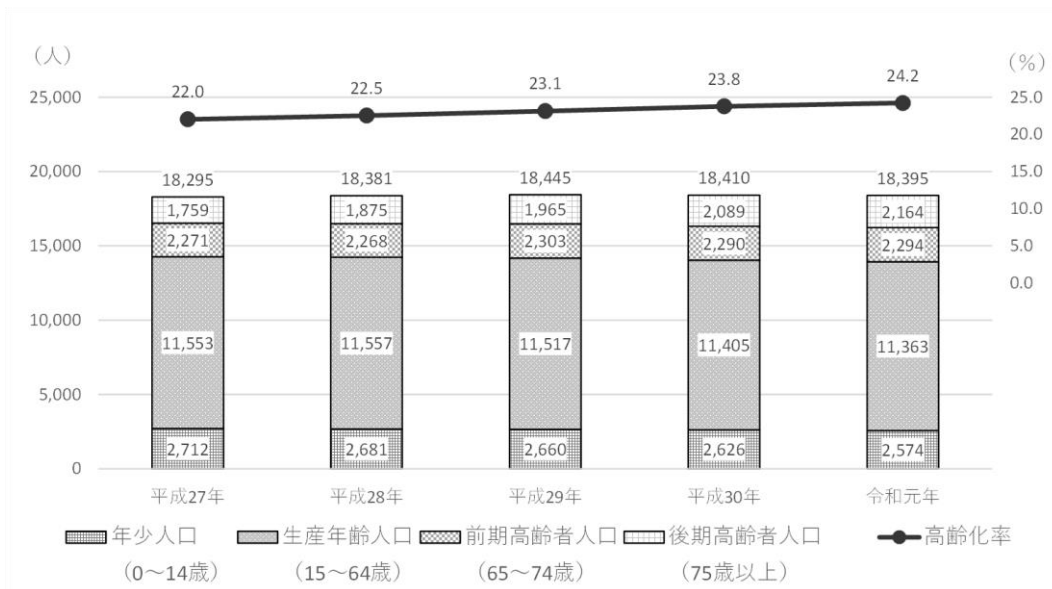
(1) 総人口と高齢化率の推移

本町の総人口は、平成29年以降は減少傾向にあり、令和元年は18,395人となっています。

高齢者人口については、前期高齢者、後期高齢者共に増加傾向にあり、令和元年では前期高齢者が2,294人、後期高齢者が2,164人となっており、高齢化率24.2%となっています。

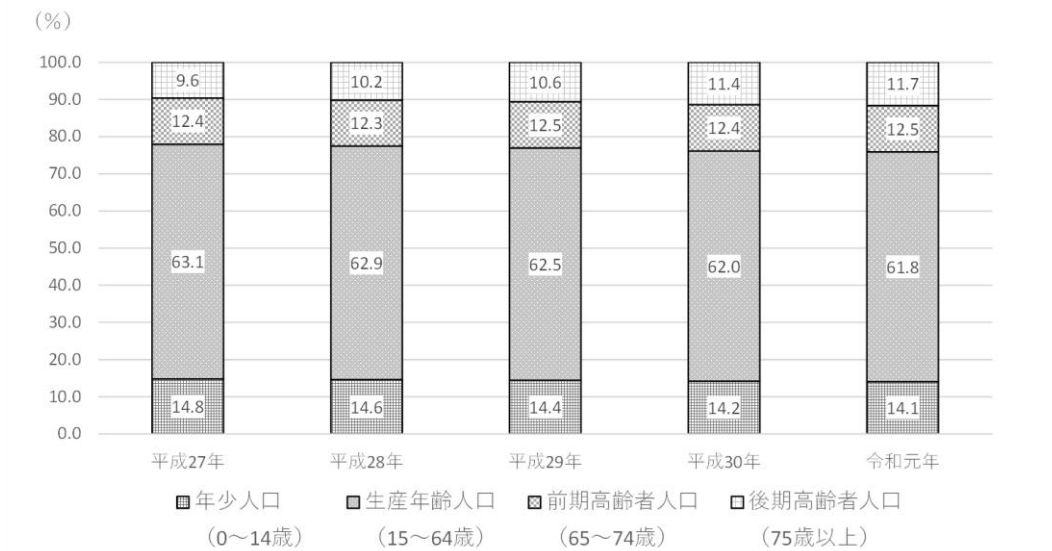
年齢4区分別に人口割合をみると、平成27年と比べて令和元年の年少人口が減少し、前後期高齢者人口割合は増加していることから、本町では少子高齢化が進んでいます。

【総人口と高齢化率の推移】



住民基本台帳（各年10月1日現在）

【年齢4区分別人口割合の推移】



住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者人口の推移と比較

高齢者人口を本町、もとす広域連合、岐阜県、国と比較すると、本町の高齢者人口の伸び率は他よりも高く、高齢者人口の割合がより多く増えています。

【高齢者人口の推移と比較】

(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	伸び率 (%)
北方町	4,030	4,143	4,268	4,379	4,458	110.6
もとす広域連合	24,055	24,741	25,389	25,874	26,235	109.1
岐阜県	567,571	577,737	585,290	591,206	594,615	104.8
国	33,869,000	34,592,000	35,151,000	35,577,000	35,885,000	106.0

※伸び率：平成27年から令和元年の伸び

北方町：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

もとす広域連合：3市町の住民基本台帳人口の総数（各年10月1日現在）

岐阜県：岐阜県HP「人口・世帯数 四半期報」（各年10月1日現在）

国：総務省統計局「人口推計」（各年10月1日推計）

(3) 高齢化率の推移と比較

高齢化率を本町、もとす広域連合、岐阜県、国と比較すると、本町の高齢化率は他よりも低くなっていますが、増加傾向は同様であり、高齢化が進んでいます。

【高齢化率の推移と比較】

(%)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
北方町	22.0	22.5	23.1	23.8	24.2
もとす広域連合	22.5	23.1	23.7	24.1	24.4
岐阜県	27.9	28.6	29.1	29.6	29.9
国	26.6	27.3	27.7	28.1	28.4

北方町：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

もとす広域連合：3市町の住民基本台帳人口の総数（各年10月1日現在）

岐阜県：岐阜県HP「人口・世帯数 四半期報」（各年10月1日現在）

国：総務省統計局「人口推計」（各年10月1日推計）

(4) もとす広域連合管内別人口

もとす広域連合管内の市町別高齢者数をみると、本町は 4,458 人、瑞穂市は 11,622 人、本巢市は 10,155 人となっています。

高齢化率をみると、本町は 24.2%、瑞穂市は 21.1%、本巢市は 29.7%となっており、本町は2番目に高い高齢化率になっています。

【もとす広域連合管内市町別総人口、高齢者数、高齢化率の比較】

(人)	北方町	瑞穂市	本巢市	もとす広域連合
総人口	18,395	54,959	34,173	107,527
高齢者数	4,458	11,622	10,155	26,235
前期高齢者数	2,294	6,212	5,190	13,696
後期高齢者数	2,164	5,410	4,965	12,539
高齢化率 (%)	24.2	21.1	29.7	24.4

北方町：住民基本台帳人口（令和元年 10 月 1 日現在）

瑞穂市：住民基本台帳人口（令和元年 10 月 1 日現在）

本巢市：住民基本台帳人口（令和元年 10 月 1 日現在）

もとす広域連合：3市町の住民基本台帳人口の総数（令和元年 10 月 1 日現在）

(5) 高齢者世帯数の推移

高齢者世帯数の推移をみると、平成 27 年では 65 歳以上の高齢者のいる世帯（2,700 世帯）のうち、高齢夫婦世帯が 760 世帯、高齢単身世帯が 635 世帯と、平成 7 年に比べて大きく増加しています。

【高齢者世帯数の推移】

世帯類型	単位	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	世帯	5,693	6,023	6,366	6,919	7,131
65歳以上の親族の いる一般世帯数	世帯	1,292	1,591	1,877	2,295	2,700
	%	22.7	26.4	29.5	33.2	37.9
高齢夫婦世帯	世帯	250	358	484	637	760
	%	4.4	5.9	7.6	9.2	10.7
高齢単身世帯	世帯	178	239	337	473	635
	%	3.1	4.0	5.3	6.8	8.9

国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(6) もとす広域連合管内別世帯数

もとす広域連合を構成する各市町の一般世帯数に占める高齢者世帯の状況は、他と比べて平均的な割合である高齢者夫婦世帯に対し、高齢者単身世帯の割合は本町が最も高くなっています。

【もとす広域連合管内市町別高齢者世帯数の比較】

世帯類型	単位	北方町	瑞穂市	本巢市
一般世帯数	世帯	7,131	20,989	11,321
65歳以上の親族の いる一般世帯数	世帯	2,700	6,843	5,853
	%	37.9	32.6	51.7
高齢夫婦世帯	世帯	760	1,907	1,598
	%	10.7	9.1	14.1
高齢単身世帯	世帯	635	1,210	929
	%	8.9	5.8	8.2

国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）

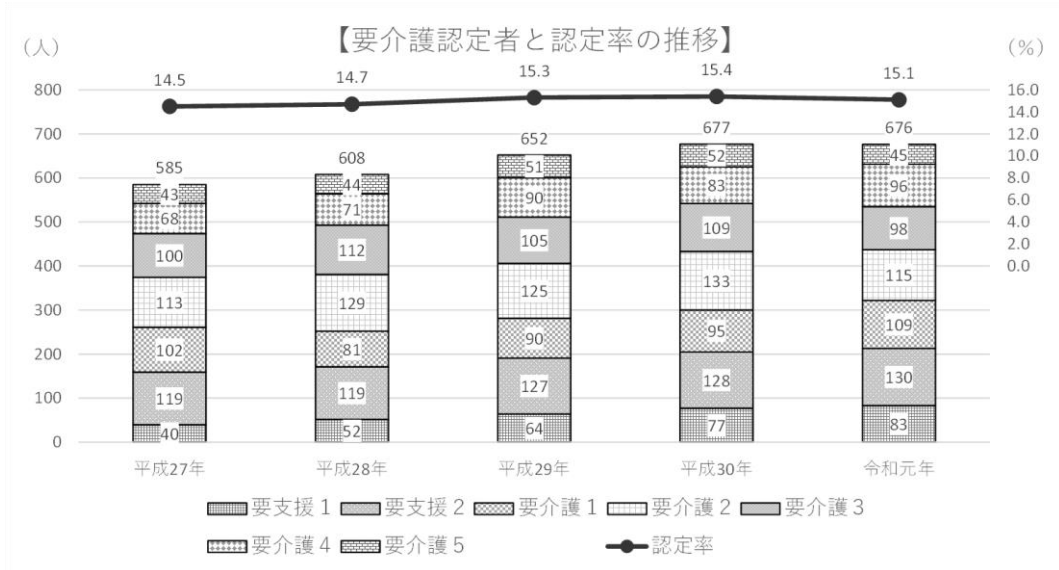
2. 要介護・要支援認定者数の推移

(1) 要介護・要支援認定者の推移

本町の要介護、要支援認定者数は、平成27年以降増加傾向にあり、令和元年では676人となっています。要介護度別にみると、最も増加しているのは「要支援1」であり、43人増加しています。

また、第1号被保険者に占める認定率は、もとす広域連合よりも高く15.1%となっています。要介護度別割合をみると、もとす広域連合と比べて、要支援1～要介護2の軽度認定者の割合が高く、要介護3以上の中重度認定者の割合が低くなっています。

【要介護度別要介護、要支援認定者数の推移】



福祉健康課（各年10月1日現在） ※認定者数は第1号被保険者のみ

【要介護度別要介護、要支援認定者数及び要介護認定率の比較】

	北方町		もとす広域連合	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
要支援1	83	12.3	300	8.0
要支援2	130	19.2	655	17.4
要介護1	109	16.1	613	16.3
要介護2	115	17.0	737	19.5
要介護3	98	14.5	652	17.3
要介護4	96	14.2	511	13.5
要介護5	45	6.7	304	8.1
総計	676	100.0	3,772	100.0
要介護認定率 (%)		15.1		14.4

北方町：福祉健康課（令和元年10月1日現在）

もとす広域連合：介護保険事業状況報告 月報（令和元年9月分）

※認定者数は第1号被保険者のみ

(2) 第1号被保険者に占める要介護認定率の推移と比較

第1号被保険者に占める要介護認定率を本町、もとす広域連合、岐阜県、国と比較すると、本町の認定率は平成27年以降増加傾向にあります。国、岐阜県と比べて低く推移しています。

【要介護認定率の推移と比較】

(%)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
北方町	14.5	14.7	15.3	15.4	15.1
もとす広域連合	14.2	14.0	14.1	14.3	14.4
岐阜県	16.3	16.3	16.4	16.6	16.8
国	18.0	18.0	18.1	18.3	18.5

北方町：福祉健康課（各年10月1日現在）

もとす広域連合：介護保険事業状況報告 月報（各年9月分）

岐阜県：介護保険事業状況報告 月報（各年9月分）

国：介護保険事業状況報告 月報（各年9月分）

3. 介護・医療施設等の現状

(1) 介護保険サービス提供事業所の現状

町内においては、介護保険サービスは比較的充実しており、本人が事業所を選択可能な状況にあると言えます。

本町で未整備の介護保険サービス提供事業所のうち、「訪問リハビリテーション」、「小規模多機能型居宅介護」、「介護老人保健施設」、「介護医療院」等は、もとす広域連合管内で整備されています。

【介護保険サービス提供事業所の現状】

居宅サービス	もとす広域連合管内	北方町
訪問介護（ホームヘルプ）	19	5
訪問入浴介護	0	0
訪問看護	9	2
訪問リハビリテーション	5	0
居宅療養管理指導	338	108
通所介護（デイサービス）	19	4
通所リハビリテーション（デイケア）	8	1
短期入所生活介護、短期入所療養介護 （ショートステイ）	10	1
居宅介護支援	26	3
福祉用具貸与	1	0
特定福祉用具購入	1	0
特定施設入居者生活介護	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1
夜間対応型訪問介護	1	1
認知症対応型通所介護	5	1
小規模多機能型居宅介護	3	0
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	10	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	3	0
看護小規模多機能型居宅介護	1	1
地域密着型通所介護	6	1

令和3年1月1日現在

施設サービス	もとす広域連合管内	北方町
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	8	1
介護老人保健施設	2	0
介護療養型医療施設	0	0
介護医療院	1	0

高齢者向けの住まい	もとす広域連合管内	北方町
有料老人ホーム	13	3
ケアハウス	2	0
サービス付き高齢者向け住宅	4	1

令和3年1月1日現在

（2）医療機関等の現状

町内には、小さい行政面積ながら21のクリニックと、14の歯科医院、15の調剤薬局があります。また、これらは町内全域に比較的偏りなく分布しており、地域における医療の提供体制は充実していると言えます。

また、半径5キロメートル以内の地域には県の指定する認知症疾患医療センター、複数の急性期病院があります。

4. 高齢者等アンケート調査結果でみる北方町

(1) アンケート調査の概要

もとす広域連合が定める第8期介護保険事業計画、及び広域連合組織市町（瑞穂市、本巣市、北方町）が定める「市町村老人福祉計画」の策定にあたり、高齢者等への実態調査を実施しました。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

もとす広域連合組織市町在住の要介護認定を受けていない65歳以上の方（以下「一般高齢者」という）を対象に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要は以下になります。

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

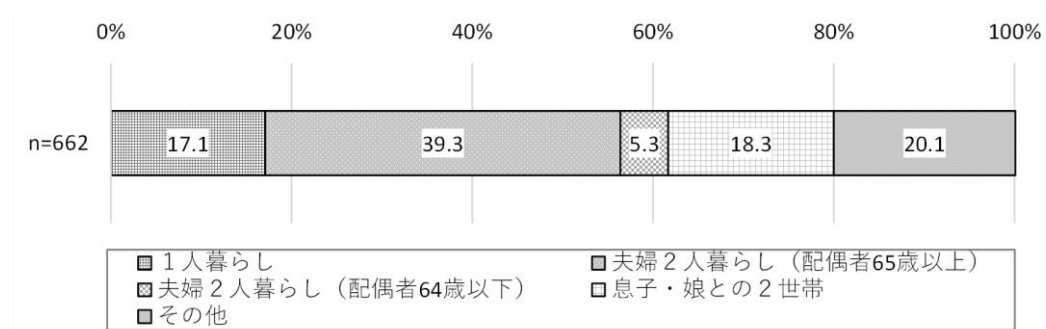
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	
調査地域	もとす広域連合組織市町全域（瑞穂市、本巣市、北方町）
対象	もとす広域連合組織市町在住の 要介護認定を受けていない65歳以上の方 （一般高齢者）
抽出方法	無作為抽出
調査期間	令和2年1月10日～1月31日
発送数	6,000通
回収数	3,801通
回収率	63.4%
北方町 発送数	1,100通
北方町 回収数	681通
北方町 回収率	61.9%

なお、以降は北方町分の調査結果を掲載します。

① 家族構成について

家族構成について、一般高齢者では、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が39.3%で最も多く、次いで「息子・娘との2世帯」が18.3%、「ひとり暮らし」が17.1%などとなっています。

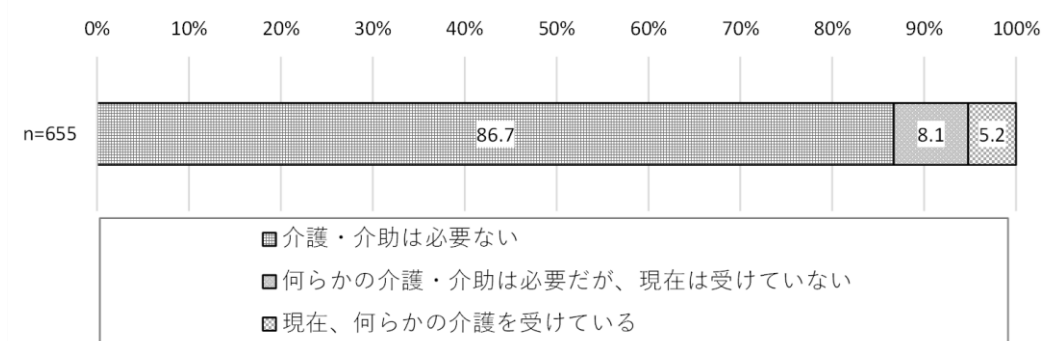
《家族構成について》



② 介護・介助の必要性について

介護・介助の必要性について、一般高齢者では、「介護・介助は必要ない」のが86.7%で最も多くなっています。

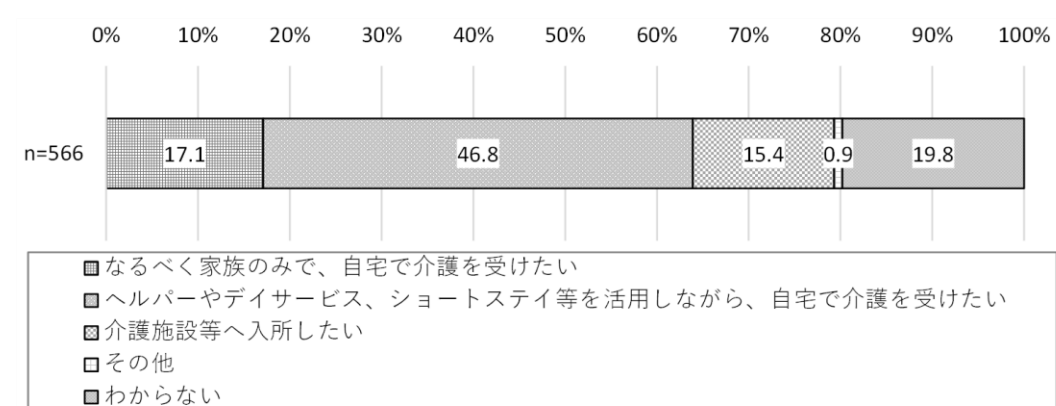
《介護・介助の必要性について》



③ 自身が介護を受けることになった場合について

自身が介護を受けることになったら、どのようにしたいかについて、「ヘルパーやデイサービス、ショートステイ等を活用しながら、自宅で介護を受けたい」が46.8%で最も多くなっています。

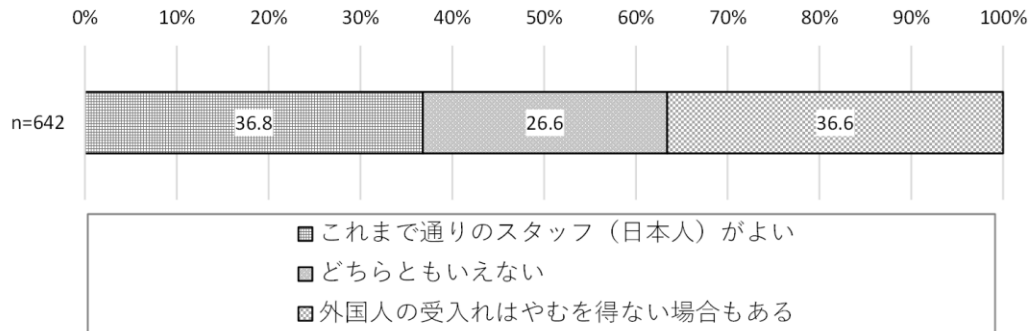
《自身が介護を受けることになった場合について》



④ 外国人スタッフの受入れについて

介護人材不足による外国人スタッフの受入れについて、「これまで通りのスタッフ（日本人）がよい」が36.8%、「外国人の受入れはやむを得ない場合もある」が36.6%などとなっています。

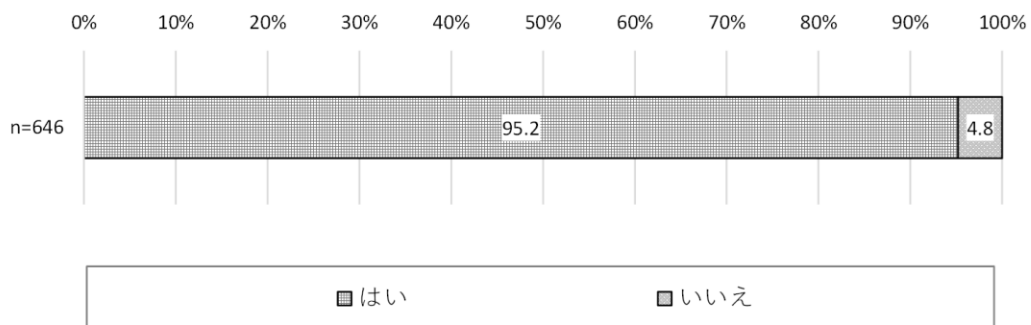
《外国人スタッフの受入れについて》



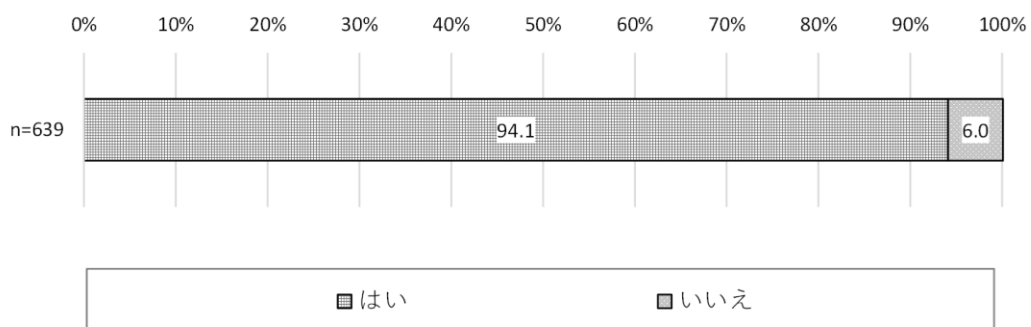
⑤ 地域への愛着について

居住している地域が好きかについて、「はい」が95.2%となっています。また、居住している地域が住み続けたいかについて、「はい」が94.1%となっています。

《居住している地域が好きかについて》



《居住している地域が住み続けたいかについて》

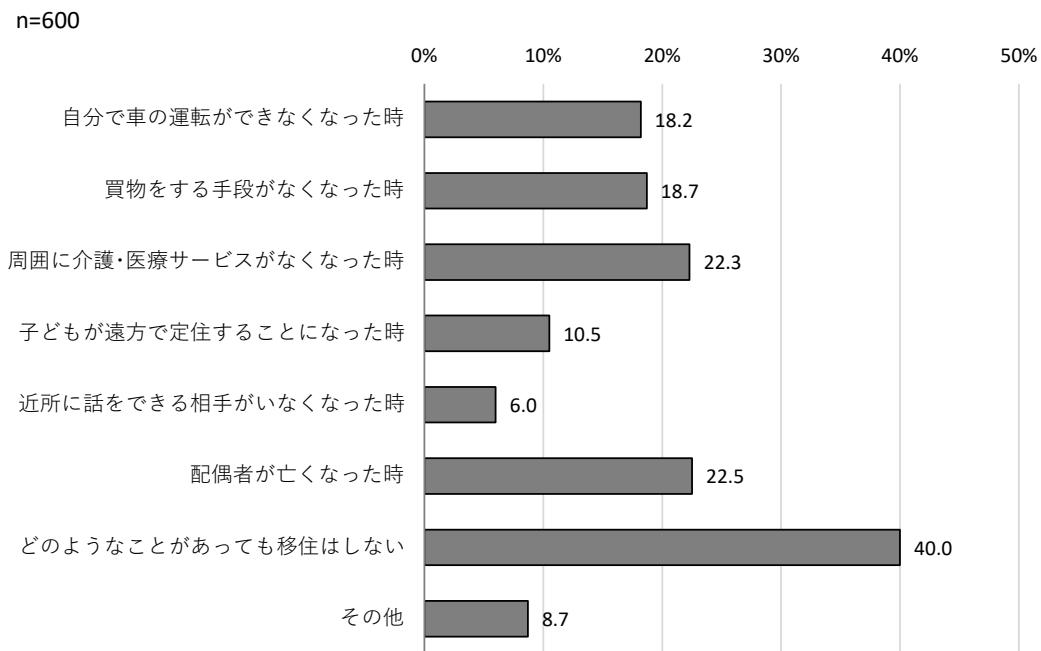


⑥ 他の地域への移住、移転について

将来、他の地域に移住、移転する（せざるを得ない）ことになったとしたら、どのような事態に陥った時かについて、「配偶者が亡くなった時」が 22.5%で最も多く、次いで「周囲に介護・医療サービスがなくなった時」が 22.3%、「買物をする手段がなくなった時」が 18.7%、「自分で車の運転ができなくなった時」が 18.2%、「子どもが遠方で定住することになった時」が 10.5%などとなっています。

また、「どのようなことがあっても移住はしない」は 40.0%となっています。

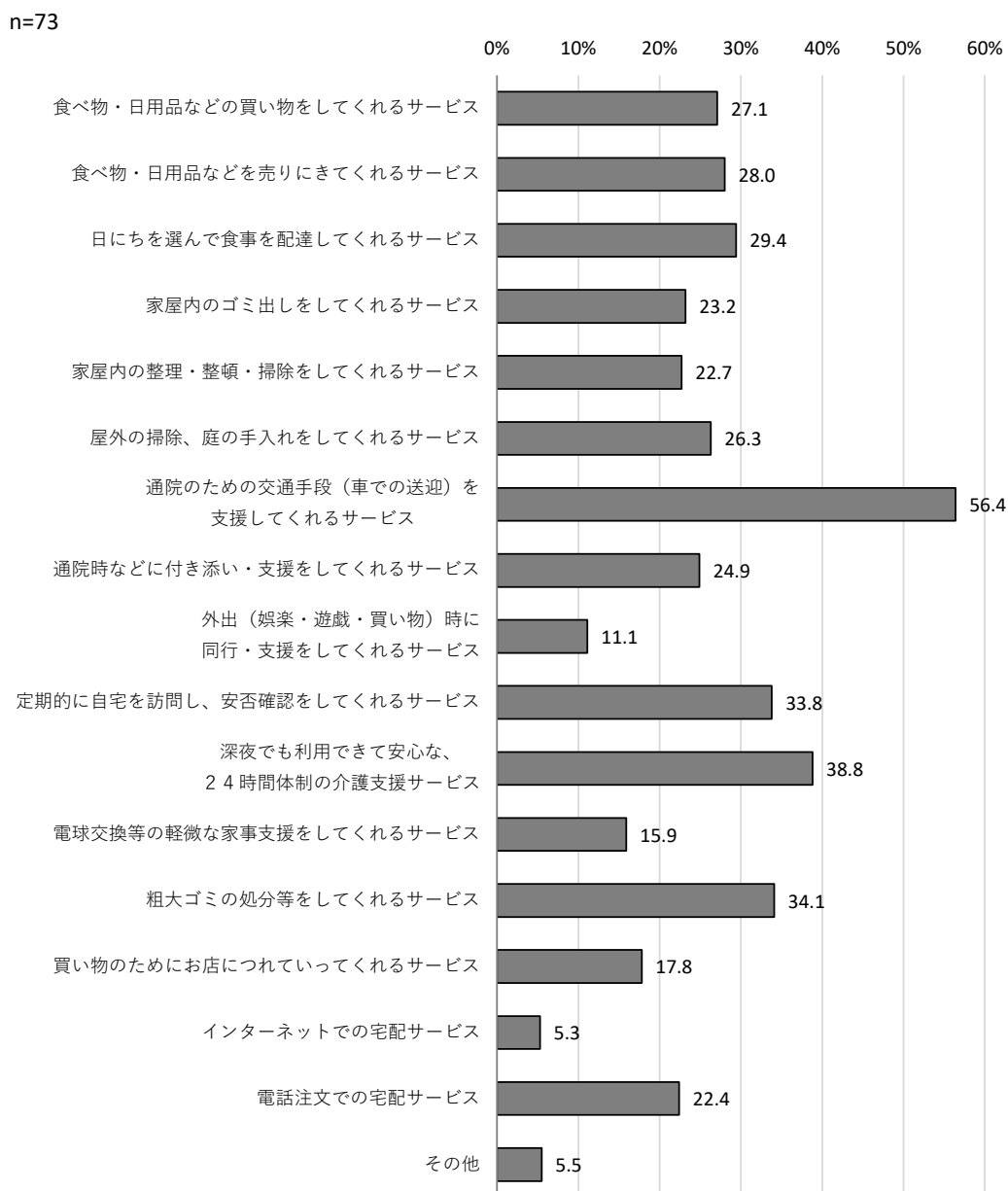
《他の地域への移住、移転について》



⑦ 必要なサービス、利用したいサービスについて

必要なサービス、利用したいサービスについて、「通院のための交通手段（車での送迎）を支援してくれるサービス」が56.4%で最も多く、次いで「深夜でも利用できて安心な、24時間体制の介護支援サービス」が38.8%、「粗大ゴミの処分等をしてもらえるサービス」が34.1%、「定期的に自宅を訪問し、安否確認をしてもらえるサービス」が33.8%、「日にちを選んで食事を配達してくれるサービス」が29.4%などとなっています。

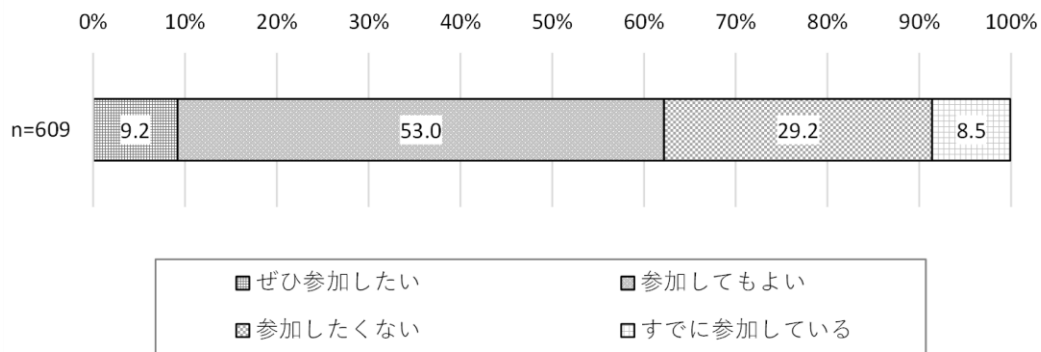
《必要なサービス、利用したいサービスについて》



⑧ グループ活動、地域活動の参加者としての参加意欲について

地域のグループ活動への参加者としての参加意欲について、「是非参加したい」と「参加してもよい」と「すでに参加している」を合わせて参加意向のある回答者は70.7%となっています。

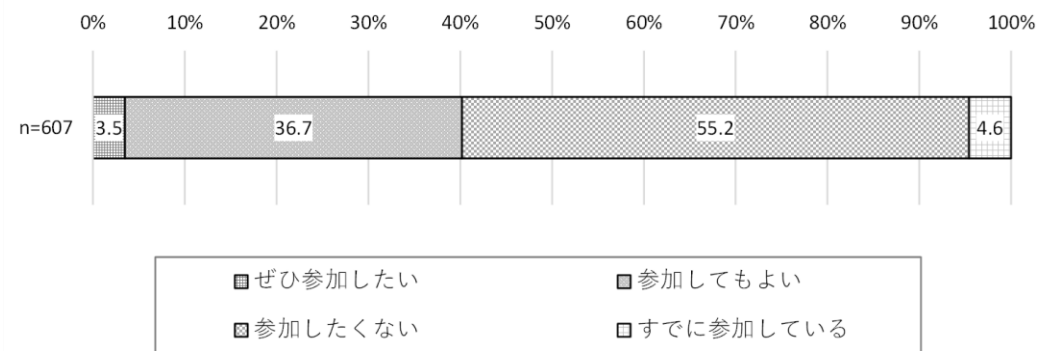
《地域のグループ活動への参加者としての参加意欲について》



⑨ グループ活動、地域活動の企画・運営としての参加意欲について

地域のグループ活動への企画・運営としての参加意欲について、「是非参加したい」と「参加してもよい」と「すでに参加している」を合わせて参加意向のある回答者は44.8%となっています。

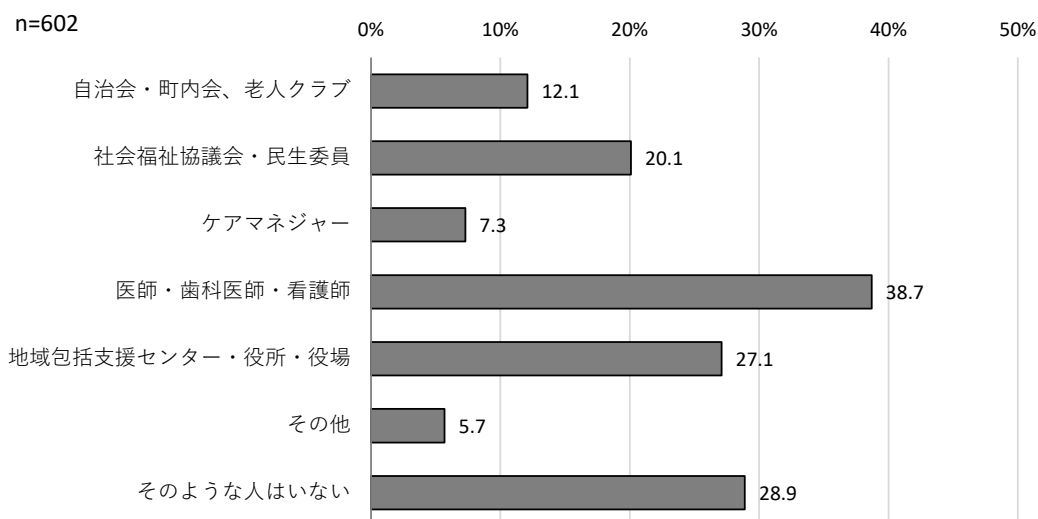
《地域のグループ活動への企画・運営としての参加意欲について》



⑩ 家族や友人・知人以外の相談相手について

家族や友人・知人以外の相談相手について、「医師・歯科医師・看護師」が38.7%で最も多く、次いで「地域包括支援センター・役所・役場」が27.1%、「社会福祉協議会・民生委員」が20.1%、「自治会・町内会、老人クラブ」が12.1%、「ケアマネジャー」が7.3%などとなっています。

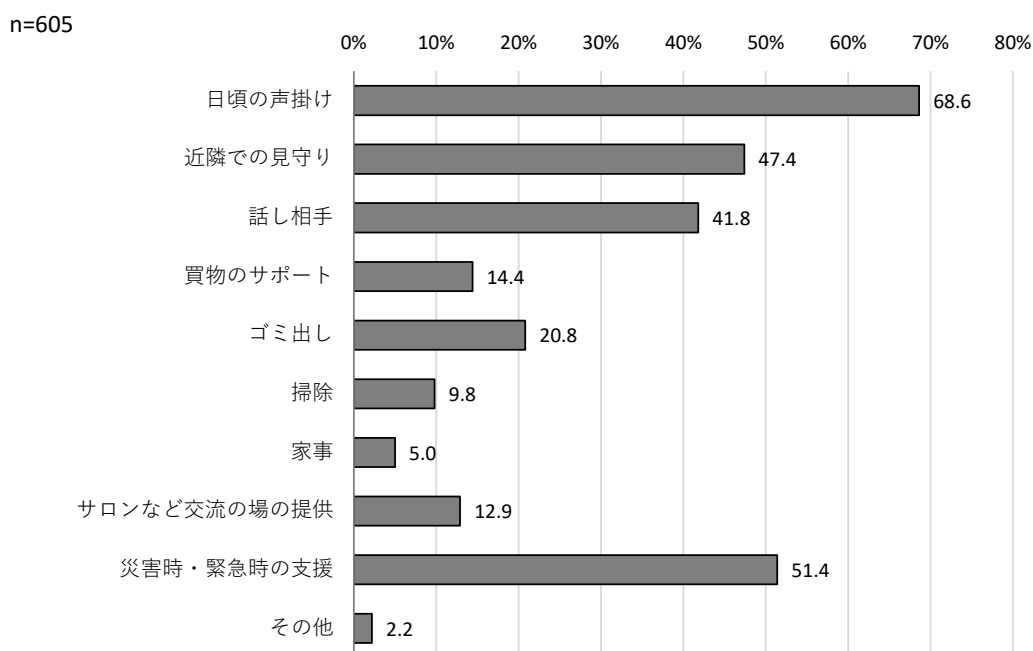
《家族や友人・知人以外の相談相手について》



⑪ 地域住民自らによる高齢者支援について

地域住民自らによる高齢者支援について、「日頃の声掛け」が68.6%で最も多く、次いで「災害時・緊急時の支援」が51.4%、「近隣での見守り」が47.4%、「話し相手」が41.8%、「ゴミ出し」が20.8%などとなっています。

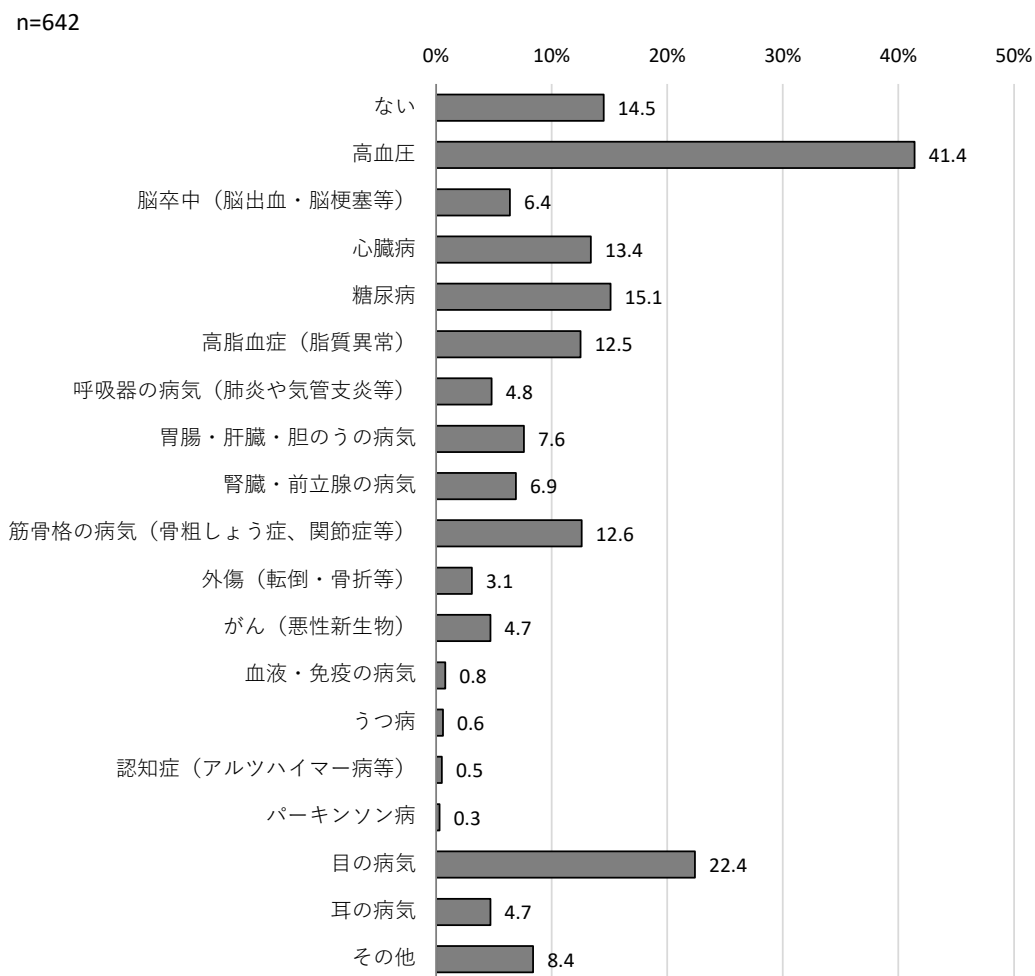
《地域住民自らによる高齢者支援について》



⑫ 現在治療中、または後遺症のある病気について

現在治療中、または後遺症のある病気について、「高血圧」が41.4%で最も多く、次いで「目の病気」が22.4%、「糖尿病」が15.1%、「心臓病」が13.4%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が12.6%などとなっています。

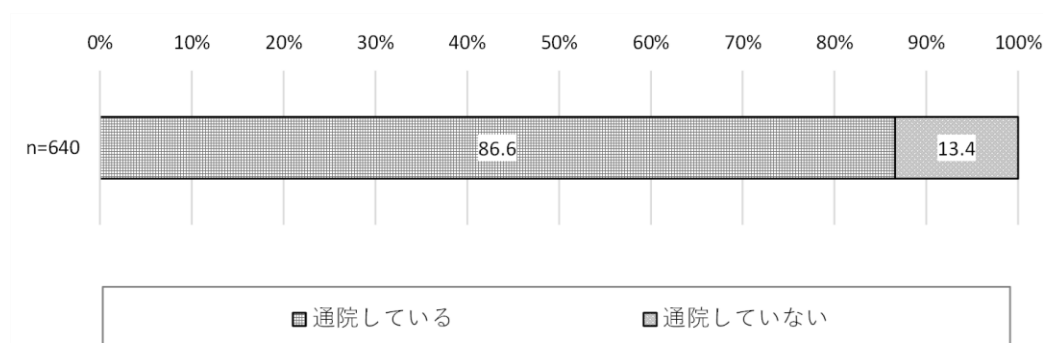
《現在治療中、または後遺症のある病気について》



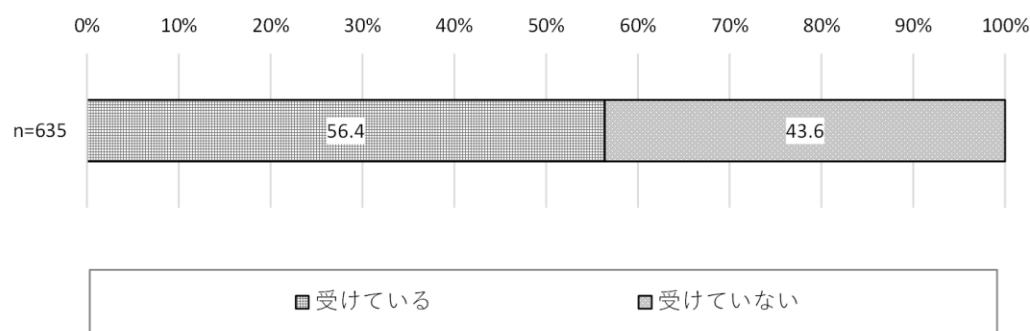
⑬ 通院等について

定期的な病院、医院への通院について、「通院している」が86.6%となっています。定期的な歯科医院での検診について、「受けている」が56.4%となっています。かかりつけ薬局の有無について、「ある」が65.1%となっています。

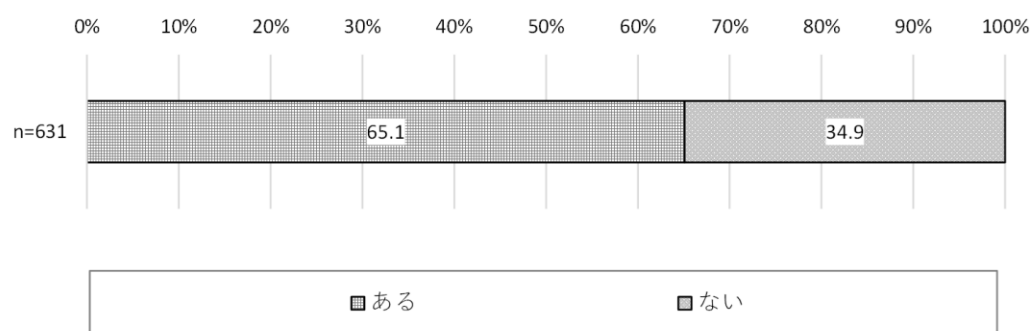
《病院、医院への通院について》



《歯科医院での検診について》



《かかりつけ薬局について》

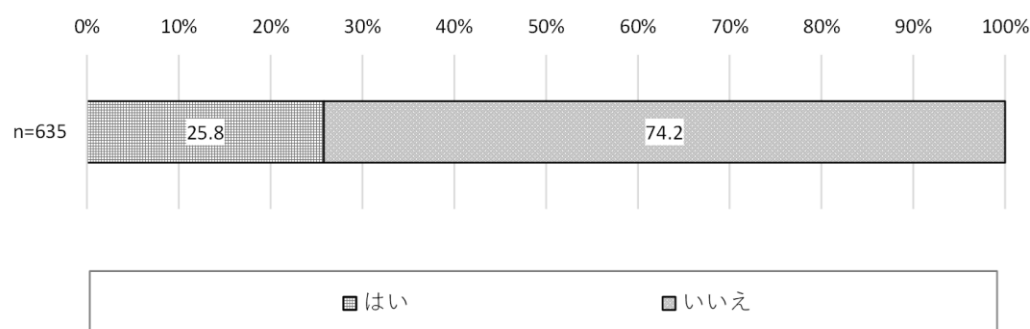


⑭ 認知症について

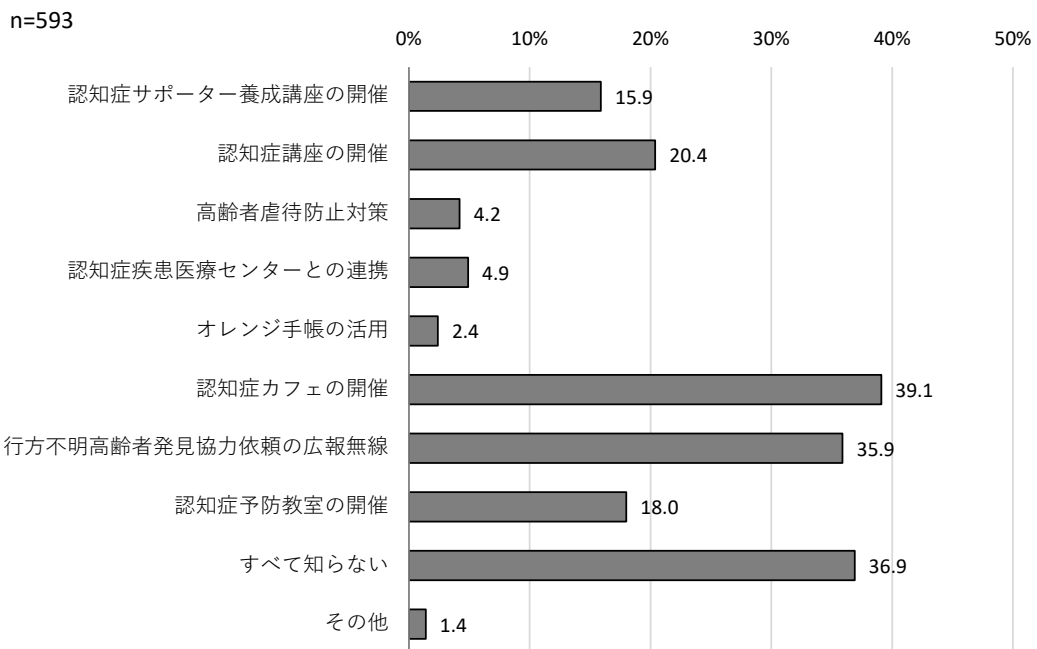
認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「いいえ」が74.2%となっています。知っている行政の取組について、「認知症カフェの開催」が39.1%で最も多く、次いで「行方不明高齢者発見協力依頼の広報無線」が35.9%、「認知症講座の開催」が20.4%、「認知症予防教室の開催」が18.0%、「認知症サポーター養成講座の開催」が15.9%などとなっています。

認知症対策を進めていくうえで、重点に置く必要があることについて、「早期発見・早期診療のしくみづくり」が73.5%で最も多く、次いで「介護者家族への支援」が47.6%、「介護サービス等の整備」が36.6%、「認知症予防教室等の開催」が23.7%、「徘徊見守りネットワークづくり」が22.1%などとなっています。

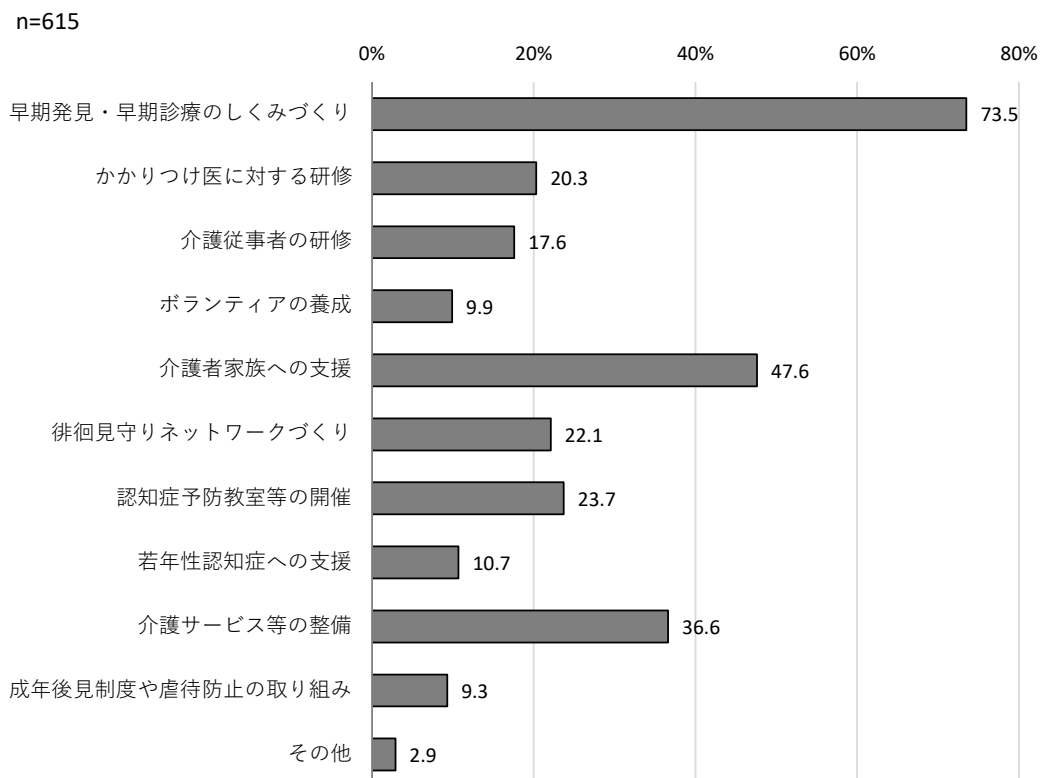
《認知症に関する相談窓口について》



《行政の取組について》



《重点に置くべき認知症対策について》



(3) リスク分析

国の手引きをもとに、調査票の設問を抽出し、生活機能についてのリスク分析を行いました。また、老研式活動能力指標[※]をもとに、調査票の設問を抽出し、高齢者の日常生活や社会参加についての分析を行いました。

※老研式活動能力指標

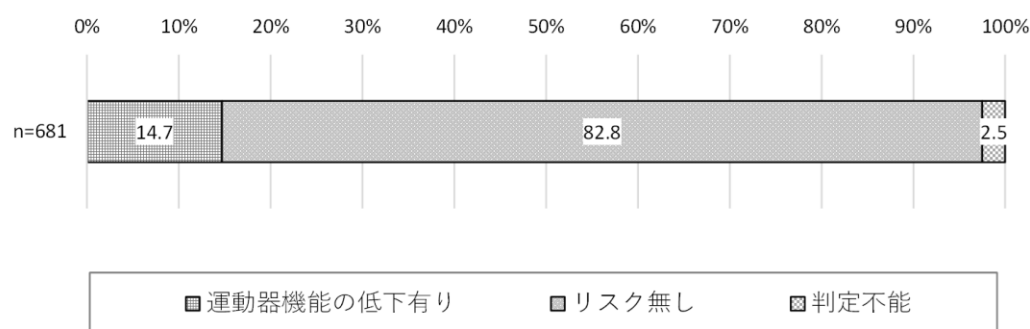
⇒日常生活を自立して行うために必要な、高次の生活能力を評価する尺度のことです。

① 運動器機能

運動器機能について、低下がみられる回答者は 14.7%となっています。

運動器機能の低下は、閉じこもりや転倒リスクにつながります。元気なうちにウォーキングやトレーニングをして予防に努めることが必要です。

《運動器機能の低下状況》

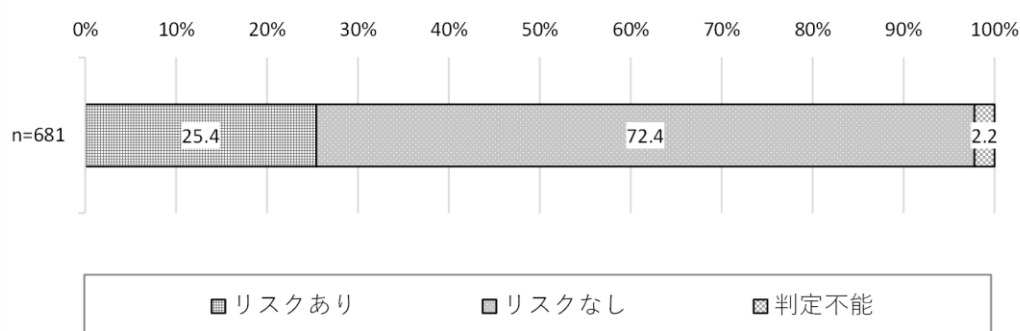


② 転倒

転倒リスクについて、リスクありと判定された回答者は 25.4%となっています。

転倒によって骨折等の外傷に繋がりが、運動器機能の低下や、閉じこもりにもつながります。高齢者の転倒を防ぐための取組が必要になります。

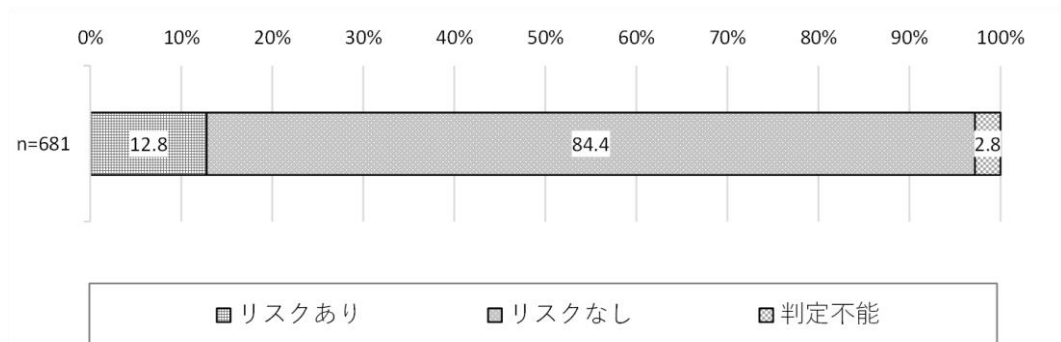
《転倒リスク状況》



③ 閉じこもり

閉じこもりリスクについて、リスクありと判定された回答者は 12.8%となっています。閉じこもりは、社会的交流が少なくなり、心身の機能低下を招く原因となります。

《閉じこもりリスク状況》

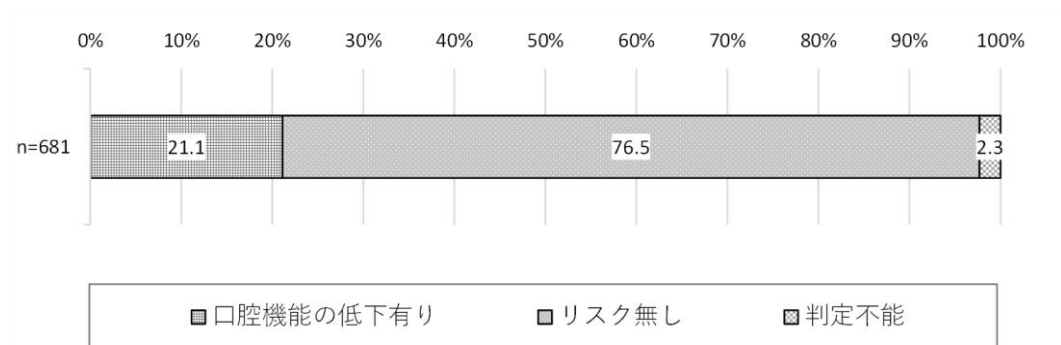


④ 口腔機能

口腔機能について、低下がみられる回答者は 21.1%となっています。

誤嚥性肺炎等、口腔機能の低下による疾病の予防が必要で、口腔機能の訓練や歯科衛生指導が大切です。

《口腔機能の低下状況》

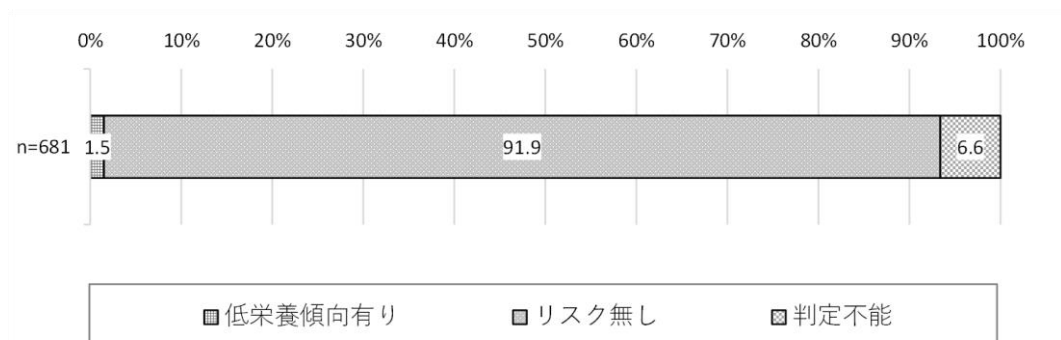


⑤ 低栄養

低栄養について、傾向がみられる回答者は 1.5%となっています。

低栄養リスクに該当しない場合でも、タンパク質の不足は、筋力の衰えにつながり、さらに要支援認定にもつながるため、重点的に指導が必要です。

《低栄養の傾向》

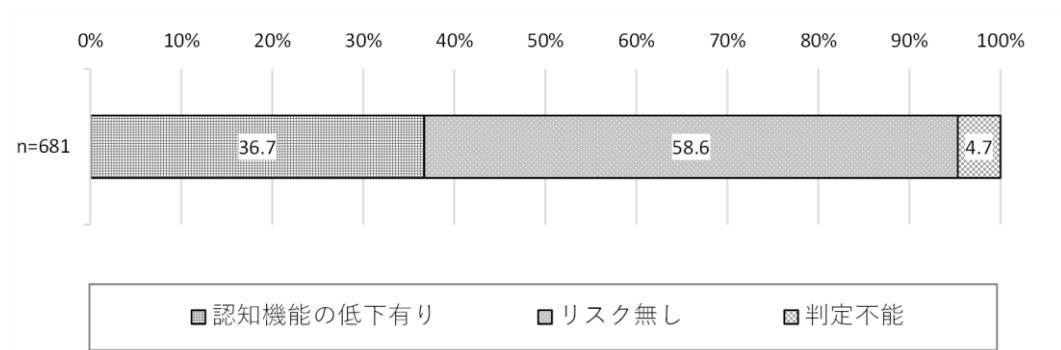


⑥ 認知機能

認知機能について、低下がみられる回答者は36.7%となっています。

3割以上の高齢者が認知機能の低下リスクを抱えていることから、認知症予防の取組の必要性が高いことがうかがえます。

《認知機能の低下状況》

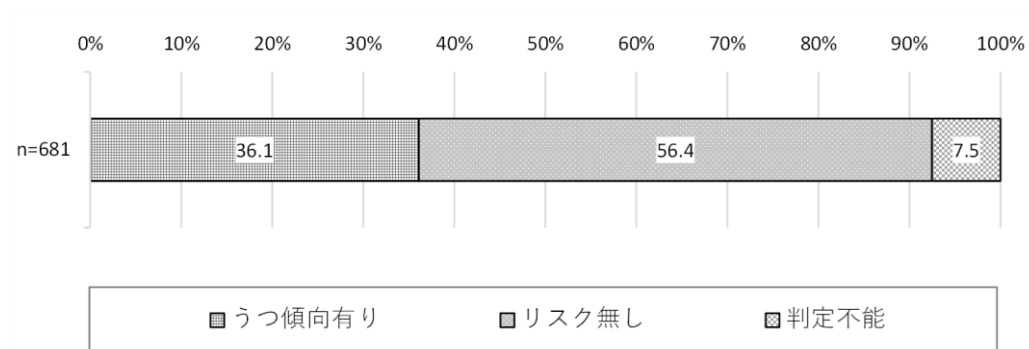


⑦ うつ

うつについて、傾向がみられる回答者は36.1%となっています。

うつを予防するための仲間づくり、生きがいづくり等の取組の必要性がうかがえます。

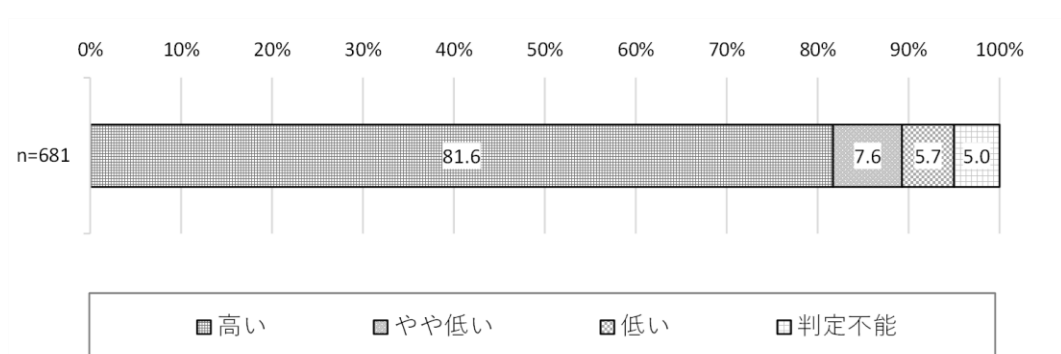
《うつの傾向》



⑧ IADL

IADL*[※]について、「低い」を低下者とする、5.7%が該当者となっています。

《IADLの状況》



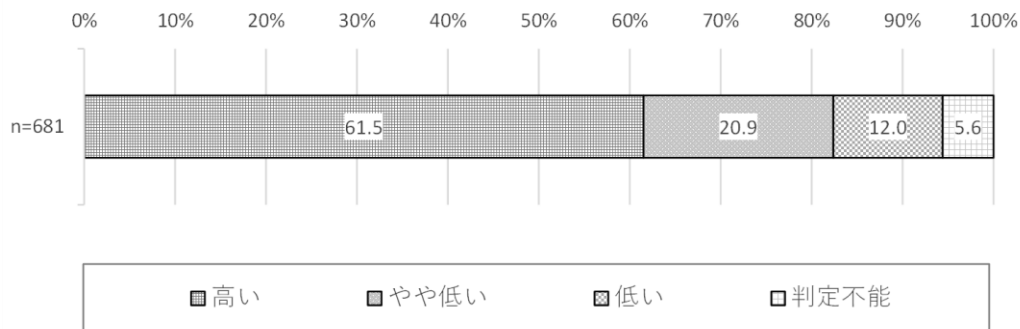
※ I ADL (Instrumental Activities of Daily Living : 手段的日常生活動作)

⇒排泄、食事、就寝等、日常生活の基本動作 ADL(日常生活動作)に関連した、買い物、料理、掃除等の幅広い動作のこと。薬の管理、お金の管理、趣味活動、公共交通機関関連の利用、車の運転、電話をかけるなどの動作も含まれる。

⑨ 知的能動性

知的能動性※について、「低い」を低下者とする、12.0%が該当者となっています。

《知的能動性の状況》



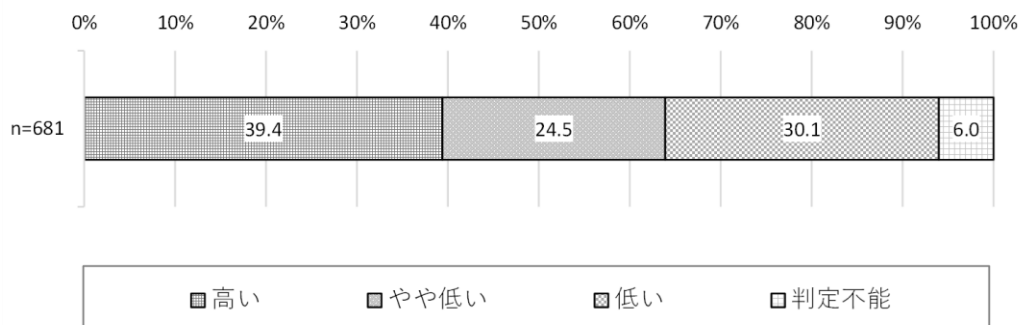
※知的能動性

⇒創作や余暇を楽しむなどの知的活動を行う能力のこと。新聞を読む、読書をする、そしてその情報を元に会話をして、相手を楽しませるなどの行為はこの能力にあたる。

⑩ 社会的役割

社会的役割※について、「低い」を低下者とする、30.1%が該当者となっています。

《社会的役割の状況》



※社会的役割

⇒人を思いやる、相談にのる、他の世代との積極的な交流など、他者との交流や集団における役割・居場所がある状態のこと。

(4) 在宅介護実態調査

もとす広域連合組織市町在住の要介護認定を受け在宅で生活されている方及びそのご家族を対象に実施した在宅介護実態調査の概要は以下になります。

○在宅介護実態調査の概要

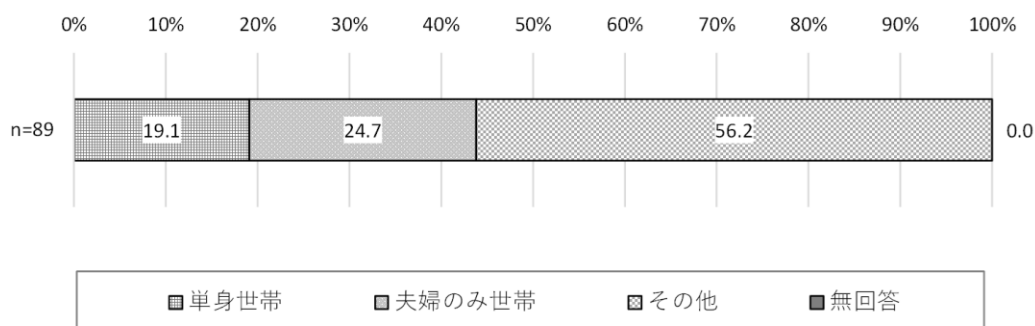
在宅介護実態調査	
調査地域	もとす広域連合組織市町全域（瑞穂市、本巣市、北方町）
対象	もとす広域連合組織市町在住の要介護認定を受け在宅で生活されている方及びそのご家族
抽出方法	有意抽出
調査期間	令和元年 10月1日～令和2年3月31日
配布数	550 通
回収数	550 通
北方町 配布数	89 通
北方町 回収数	89 通

なお、以降は北方町分の調査結果を掲載します。

① 世帯類型について

世帯類型について、「単身世帯」が 19.1%、「夫婦のみ世帯」が 24.7%となっています。

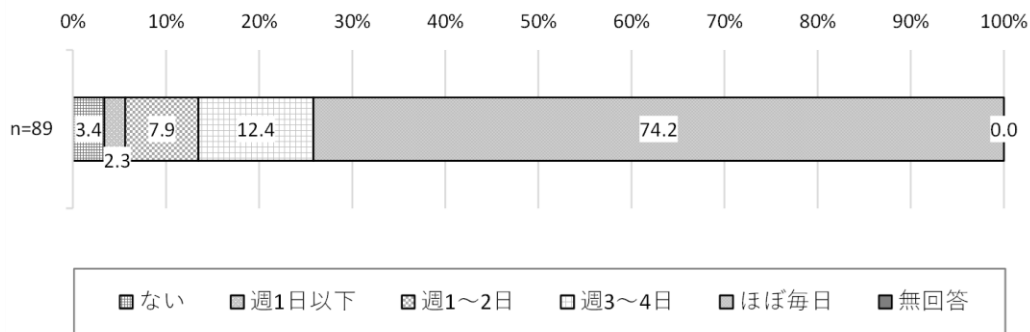
《世帯類型について》



② 家族からの介護の頻度について

家族からの介護の頻度について、「ほぼ毎日」が74.2%などとなっています。

《家族からの介護の頻度について》

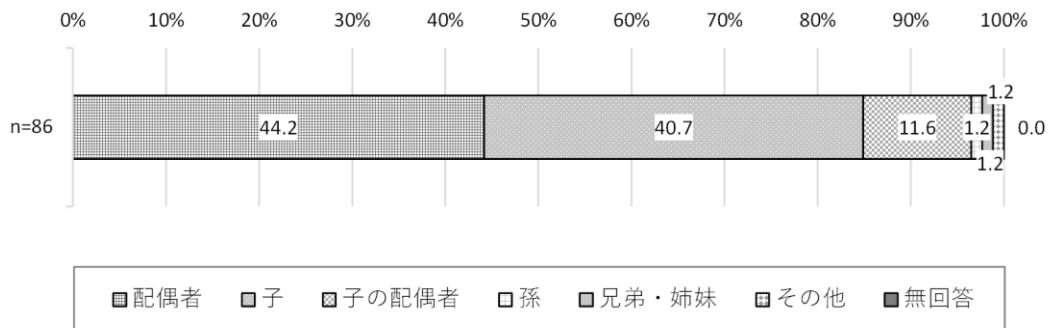


③ 主な介護者について

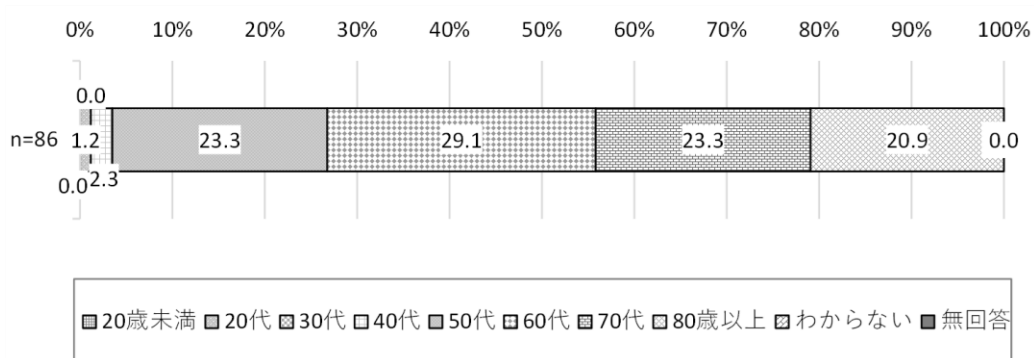
主な介護者について、「配偶者」が44.2%で最も多く、ついで「子」が40.7%、「子の配偶者」が11.6%などとなっています。

また、主な介護者の年齢は、「60代」が29.1%で最も多く、次いで「50代」が23.3%、「70代」が23.3%、「80歳以上」が20.9%などとなっています。

《主な介護者について》



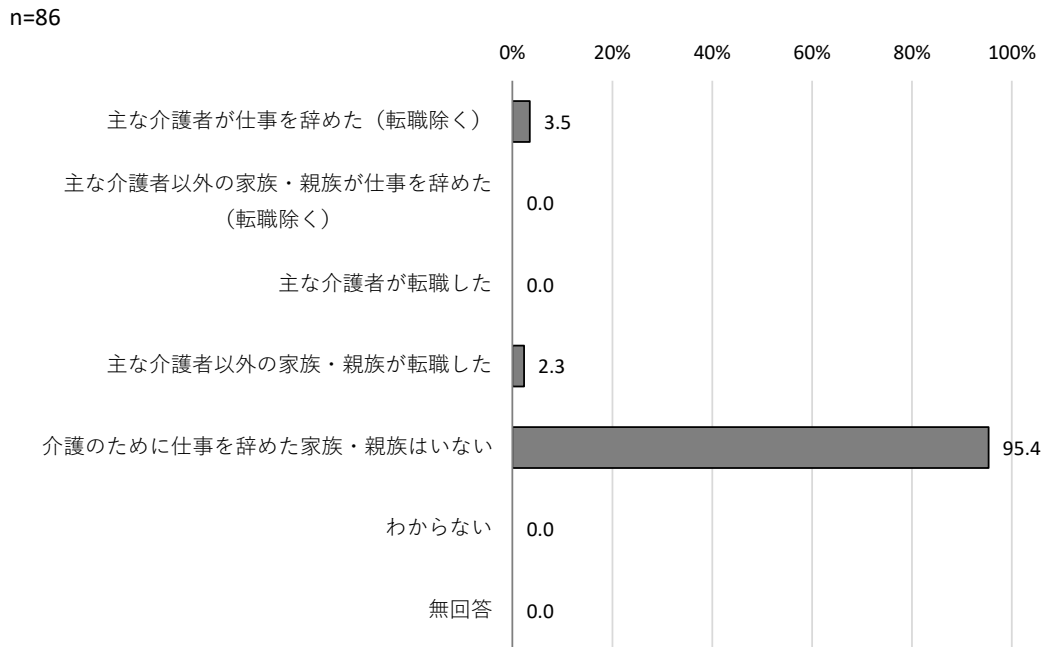
《主な介護者の年齢について》



④ 介護のための離職の有無について

介護のための離職の有無について、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が 3.5%、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」が 2.3%となっています。
また、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 95.4%となっています。

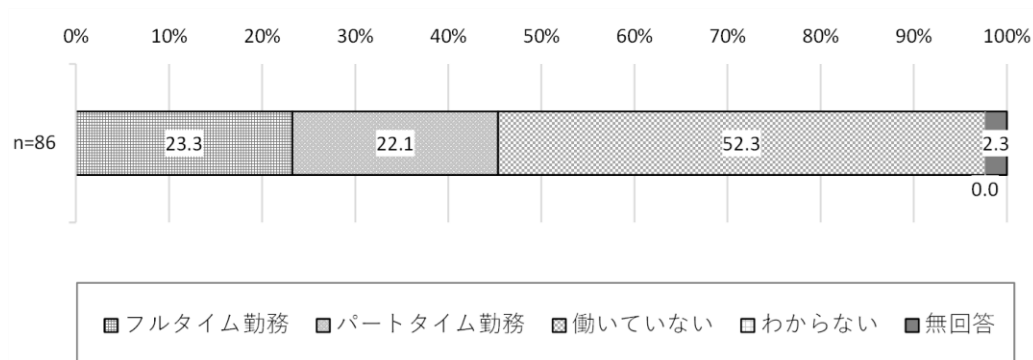
《介護のための離職の有無について》



⑤ 介護者の勤務形態について

介護者の勤務形態について、「フルタイム勤務」が 23.3%、「パートタイム勤務」が 22.1%となっています。
また、「働いていない」が 52.3%となっています。

《介護者の勤務形態について》

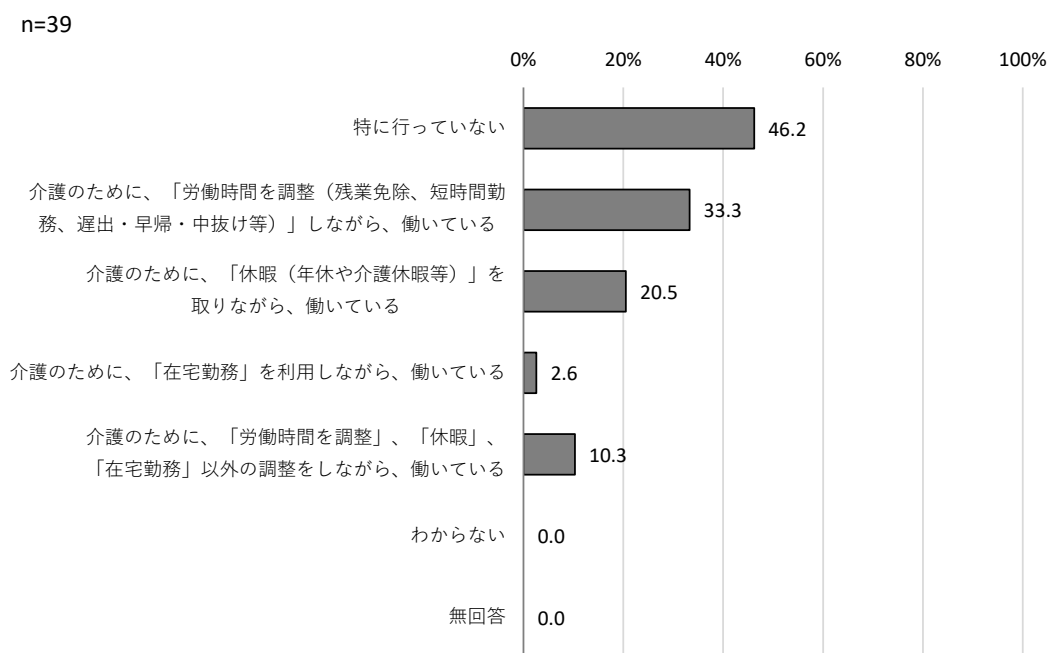


⑥ 介護者の働き方の調整について

介護者の働き方の調整について、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が33.3%で最も多く、次いで「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」が20.5%、「介護のために、「労働時間を調整」、「休暇」、「在宅勤務」以外の調整をしながら、働いている」が10.3%、「介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている」が2.6%となっています。

また、「特に行っていない」が46.2%となっています。

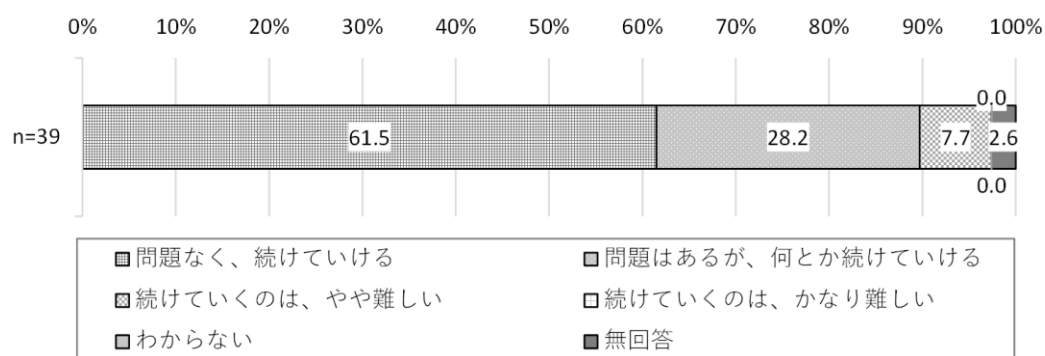
《介護者の働き方の調整について》



⑦ 介護者の就労継続について

介護者の就労継続について、「問題なく、続けていける」が61.5%、「問題はあるが、何とか続けていける」が28.2%、「続けていくのは、やや難しい」が7.7%となっています。

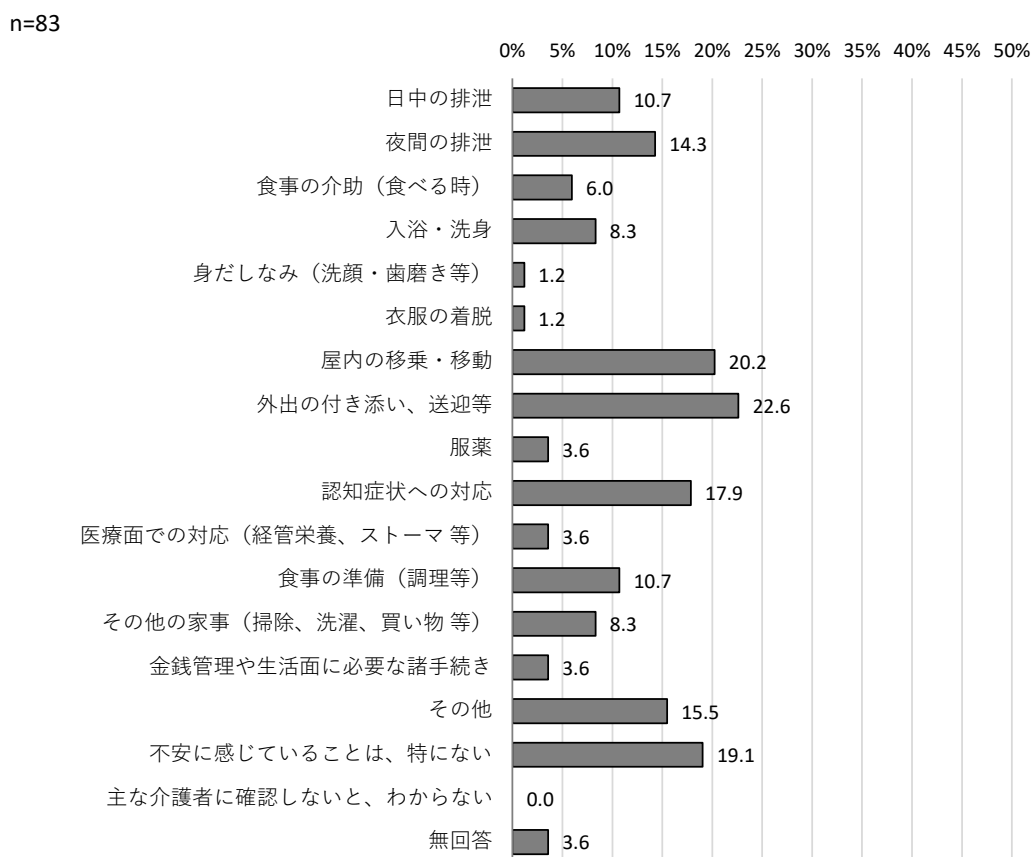
《介護者の就労継続について》



⑧ 介護者が不安に感じる介護について

介護者が不安に感じる介護等について、「外出の付き添い、送迎等」が 22.6%で最も多く、次いで「屋内の移乗・移動」が 20.2%、「認知症状への対応」が 17.9%、「夜間の排泄」が 14.3%、「日中の排泄」が 10.7%などとなっています。

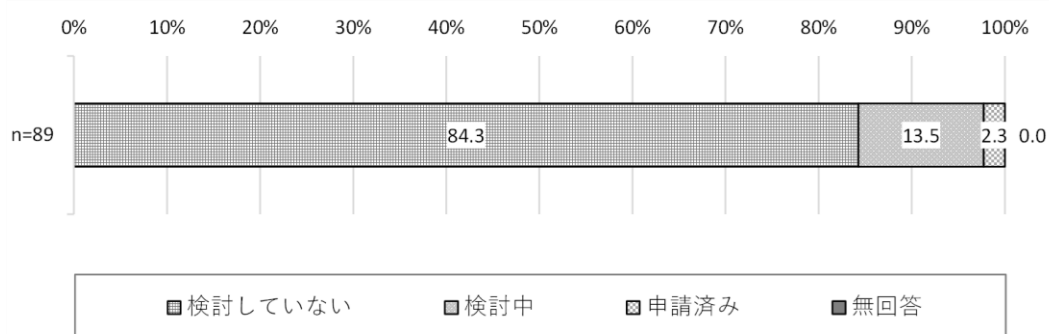
《介護者が不安に感じる介護等について》



⑨ 施設等への入所、入居の検討状況について

施設等への入所、入居の検討状況について、「検討していない」が 84.3%、「検討中」が 13.5%、「申請済み」が 2.3%となっています。

《施設等への入所、入居の検討状況について》



5. 北方町高齢者福祉計画における取組状況と課題

アンケート調査結果及び前計画の進捗状況を評価、分析し、基本目標ごとに課題抽出を行いました。

基本目標 1 高齢者がいきいきと輝くまちづくり

(1) 社会参加の促進

【取組状況】

- ・生活支援コーディネーターが中心となり、ボランティア養成講座を実施することで、ボランティアが事業の運営や推進に関わる機会が増えてきました。
- ・ふれあいいきいきサロンは開催場所が増え、地域に定着してきています。
- ・各種町民スポーツ大会や、老人クラブ連合会からの多数参加されるグラウンドゴルフ大会を継続して実施しています。

【課題】

アンケート調査結果から、地域のグループ活動の参加について、参加者としての参加意向（「ぜひ参加したい」、「参加してもよい」、「すでに参加している」と回答した方を合わせた割合）は7割程度となっており、グループ活動や地域活動等への参加意欲は高いと考えられます。一方、企画運営としての参加意向については、「参加したくない」と回答した方が約半数となっています。

サロン活動や老人クラブについては、新たな参加者の減少や活動の担い手が不足しているという問題があります。

社会参加活動は、高齢者の生きがいづくりや自身の健康にもつながると言われていることから、実施されていない地域でのサロンの立ち上げや参加しやすい環境づくりなど活動への参加促進を図ることが必要になります。併せて、活動の担い手の確保、育成のほか、担い手の役割を分担するといった、運営における負担の軽減を図ることも重要です。

(2) 健康づくりの推進

【取組状況】

- ・北方町健康増進計画や北方町データヘルス計画に基づき、全世代を通じた各種健診及び健康診査、保健指導、相談を実施し、病気の発症、重症化を予防する取組を行っています。
- ・地域のサロンや通いの場等で健康教育や相談を実施し、介護予防についての啓発を推進するとともに高齢者が健康の維持・向上の必要性について自覚し、そのために自ら取り組む活動を支援しています。

【課題】

アンケート調査結果から、現在治療中、または後遺症のある疾病として、「高血圧」、「糖尿病」が多くなっています。高血圧や糖尿病の重症化は、脳血管疾患や心疾患・心不全などの病気につながり、長期の医療・介護が必要になることが予想されます。

そのため、若い頃からの各種検診及び健康診査受診による疾病の早期発見や、保健指導、健康教育・健康相談等による疾病の予防など、高齢になっても健康が維持できるよう、保健事業と介護予防を一体的に実施していくための取組が重要です。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

【取組状況】

- ミニデイサービス事業、生活支援ヘルパー事業等、介護予防・生活支援サービス事業は定着してきました。
- 男性の参加促進を図るため、すまいる男性体操教室を新たに開催しました。一般介護予防教室の教室数を増やすことで、多くの高齢者の通いの場となっています。
- いきいき百歳体操は、住民が運営の主体となって活動し、開催場所が増えています。

【課題】

町が実施する介護予防事業については、開催箇所や参加者が増加傾向にあります。今後も引き続き事業を展開していく中で、より多くの高齢者が気軽に参加できるように努める必要があります。併せて、介護予防事業の周知を通じて、介護予防への意識の向上、日頃からの介護予防の取組の継続を図ることも重要です。

また、高齢化の進展に伴い、介護予防が必要な高齢者の増加も予想されることから、介護予防事業を担う人材の確保や育成も必要です。

基本目標 2 生活支援体制の強化・充実

(1) 相談体制の充実

【取組状況】

- 地域包括支援センターを役場内に設置したことで、高齢福祉の身近な窓口として相談が増え、関係部署とも連携した対応が取れるようになりました。
- 介護、障がい、生活困窮等、様々な課題を複合的に抱える相談が増えてきています。

【課題】

アンケート調査結果から、家族や友人・知人以外の相談相手として、「地域包括支援センター・役所・役場」と回答した方は2割以上であり、全体でも2番目に多いことから、相談窓口として行政等の窓口の持つ役割は大きいと考えられます。

また、介護、障がい、生活困窮等、様々な課題を複合的に抱える相談に対応するため、多職種多機関との連携を強化する必要があります。

(2) 権利擁護

【取組状況】

- ・計画期間中の成年後見制度利用促進事業の利用はありませんでした。
- ・介護支援専門員や民生委員を通じて、高齢者虐待に関する相談が挙げられています。

【課題】

高齢者虐待に関する相談案件が介護支援専門員等を通じて挙げられることが多く、本町でも虐待に関する問題が潜んでいると考えられます。家族介護者の負担は増加しており、虐待から高齢者を守るための取組に加えて、家族介護者の心のケアも必要です。

また、高齢者の権利擁護のための制度である成年後見制度は、認知度がまだ低いと考えられます。制度の啓発を推進し、利用促進を図るほか、今後増えてくると考えられる相談等に対応する体制を構築して、市民後見人の育成にも取り組んでいく必要があります。

(3) ネットワークの構築・強化

【取組状況】

- ・個別ケースの検討を積み重ねることで、地域課題を洗い出し、関係機関や支え合い地域づくり協議体と共有して地域づくりにつなげるため、地域ケア会議を定期的で開催しています。
- ・幅広い関係機関との連携や協働を進め、地域資源を有効に活用できるようにするため、生活支援コーディネーターをつなぎ役として、支え合い地域づくり協議体の会議や先進地視察の活動を継続的に推進してきました。

【課題】

地域ケア会議が持つ役割は、地域のネットワークの構築、強化に加え、本町における地域包括ケアシステムの推進や地域共生社会の実現のためにも重要になります。今年度から自立支援型の地域ケア会議も併せて開催しており、多様な意見を通じて本町が抱えている課題の解決に向けて協議を進めていく必要があります。

また、高齢者がいつまでも活動的でいきいきとした生活を営むことができる地域づくりを推進するため、支え合い地域づくり協議体の活動を、地域資源の開発や関係機関の情報共有と連携を強化する場としていくことが重要です。

(4) 医療と介護の連携強化

【取組状況】

- 地域の医療介護関係者の連携を実現するため、「顔の見える関係」づくりを推進し、医療介護関係者のネットワークの構築を行っています。
- もとす広域連合と連携し、医療・介護連携マップの作成をしました。

【課題】

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、地域の医療介護関係者が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療と在宅介護を一体的に提供するための連携体制を構築することが重要となります。今後も継続して、医療介護福祉連絡協議会等により、「顔の見える関係」づくりを推進し、医療介護関係者のネットワークの構築、グループワークを活用した研修や先進地視察により多職種相互理解や連携強化、医療福祉サービスの資質向上を図っていくことが重要です。

(5) 生活支援の充実

【取組状況】

- 外出支援車（福祉車両）の貸出サービス事業は、車いす使用者の家族からの申し込みが多く、医療機関への受診等で定期的な利用が増えています。
- 高齢者等へのアユカの助成事業や、運転免許証を自主返納した高齢者へのアユカ助成を継続して実施しています。
- 病院間タクシーの利用助成を4つの病院に拡大し、令和2年度から増額しました。
- 新たに、町内間の移動を支援するためのタクシー助成事業を実施しています。

【課題】

本町では、高齢者の生活支援のために、外出支援サービスや公共交通機関の利用助成事業等を実施しており、利用者も年々増加しています。アンケート調査結果をみると、必要なサービスや利用したいサービスについて「通院のために交通手段を支援してくれるサービス」や「粗大ゴミの処分等をしてくれるサービス」といった、日常生活に関する支援のニーズが多くなっていることから、今後も生活支援サービスの充実を図り、ニーズに沿った多様なサービスを検討していく必要があります。

(6) 家族介護者への支援

【取組状況】

- 介護技術の知識習得や、同じ立場の人同士の交流を通じた介護に関する悩みや体験の共有ができる介護教室を開催しています。
- 紙おむつ助成券の配布や、家族介護への慰労金を支給するなど、介護者の負担への支援も実施しています。

【課題】

アンケート調査によると、在宅介護している家族による介護の頻度は「ほぼ毎日」が7割以上となっており、その頻度は非常に高いことが分かります。

介護者の就労状況については、フルタイム勤務、パートタイム勤務を合わせて4割以上の方が就労していると回答しており、そのうち約6割程度の方が介護のために働き方の調整をしていると回答しています。

また、就労の継続について、何らかの問題のある人や、就労の継続が難しい人が3割以上となっていることから、介護と仕事の両立には何らかの問題が潜在していることが分かります。

こうした調査結果から、家族介護者への支援の充実は非常に重要であることが分かります。家族介護にかかる負担軽減のための取組に加え、家族介護者の心のケアを行うための相談支援等の充実も必要です。

基本目標3 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

(1) 認知症高齢者を支える仕組みづくり

【取組状況】

- 認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の疑いのある人やその家族への訪問を行い、必要な支援を行っています。
- かかりつけ医や認知症疾患医療センターと連携し、相談に対応しています。
- 認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関、適切なケアの流れを標準的に示した「認知症ケアパス」を作成し、広報紙とともに全戸配布をしました。
- 認知症により行方不明になっても安全迅速に保護できるように、QRコードを利用した認知症高齢者等見守りシール交付事業を令和元年度から実施しています。

【課題】

アンケート調査結果から、重点を置くべき認知症対策については、「早期発見・早期治療のしくみづくり」と回答した方が最も多くなっています。

国が示す「認知症施策推進大綱」を踏まえ、住民からの関心も高い認知症の早期発見、早期治療など、関係機関との連携を図りながら認知症に関する医療、ケアの取組を推進していくことが重要です。

(2) 認知症予防と理解の促進

【取組状況】

- ふれあいいきいきサロンや介護予防教室等、様々な機会を通じ、認知症に関する正しい知識や予防方法の普及啓発を行っています。
- 認知症についての正しい知識や接し方について理解を深め、広めるために、認知症サポーター養成講座を開催しています。
- 子どもの頃から認知症を正しく理解して支援者となってもらい、その家庭への知識の普及を図るための認知症キッズサポーター養成講座を平成 30 年度から各小学校で実施しています。

【課題】

認知症は誰もがなりうるものですが、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症と共に生き、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きること（共生）と、認知症の発症を遅らせることや認知症になってもその進行を遅らせること（予防）が重要です。

この「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を推進し、認知症サポーター等が活動できる体制の整備が必要です。

(3) 認知症高齢者の家族への支援

【取組状況】

- 地域で身近に相談でき、介護等の知識や理解を深める場として、ホッと・カフェを5つの防災エリアで実施し、高齢者を支える地域住民の多世代交流の場所となっています。
- 専門職を置いて認知症カフェを開催し、相談対応にあたってきました。
- 認知症高齢者が、日常生活や事故等で他人にけがをさせる、他人の財物を壊す等により、法律上の損害賠償責任を負った場合、その補償に対応できるよう、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を令和元年度から実施しています。

【課題】

アンケート調査結果から、認知症に関する相談窓口についての認知度を尋ねたところ、7割以上の回答者が「いいえ（相談窓口を知らない）」と回答しています。本町では講演会や講座の実施、ホッと・カフェ、認知症カフェへの認知症地域支援推進員の配置等、相談支援体制の充実に努めており、これらの事業に関する認知度は高いものの、すべての取組内容が住民に十分に浸透していないと考えられます。

認知症高齢者やその家族に対する支援の充実のために、ホッと・カフェ、認知症カフェ等における相談支援体制の一層の強化、ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みの構築、成年後見制度の利用促進など地域における支援体制の整備を推進することが重要です。

基本目標 4 高齢者が安心して暮らせる安全なまちづくり

(1) 見守り体制の充実

【取組状況】

- ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯へ訪問を行い、困りごとや生活実態の把握を行っています。
- 北方町支え合い見守りネットワーク活動の協定先を年々増やし、地域での見守り体制を強化してきました。
- 安否確認を目的とした、ひとり暮らし高齢者への配食サービスを行っています。
- 緊急時に消防に通報しやすくするための緊急通報装置について、民生委員や地域包括支援センター職員の訪問によって設置を行っています。

【課題】

高齢者が安心して生活を続けていくために、見守り体制の充実を図る必要がありますが、行政の力だけでは手が届かない部分もあり、団体や企業、地域住民の協力が必要となります。本町では、団体や企業とともに支え合い地域づくり協議体を設置しており、地域にかかわりのあるすべての人が協力し、地域での高齢者の見守りや支え合いを強化していかなければなりません。また、緊急時に消防に通報しやすくするための緊急通報装置を適切に設置する必要があります。

(2) 防犯・防災対策

【取組状況】

- 災害対策としての避難行動要支援者台帳（見守り台帳）を日頃から追加修正し、3年毎に記載内容の一斉更新を行っています。
- ホット・カフェ、ふれあいいいきサロン等にて、消費者被害防止のための啓発を行っています。

【課題】

近年では地震や台風といった自然災害が多発しており、災害時の住民の安全確保が課題となっています。特に、高齢者や障がい者といった災害時における要配慮者の安全を守るための取組が重要です。避難訓練の実施や防災啓発活動を通じた住民の防災意識の向上や、物資の備蓄、調達状況の確認といった災害への備え、災害発生時に迅速に避難、救助ができる体制を整備する必要があります。

また、高齢者を狙った傷害事件や特殊詐欺といった悪質な犯罪が全国的な問題となっており、こうした犯罪被害から高齢者の安全と安心を守ることが重要です。地域の見守り体制の充実を図りながら地域防犯活動を展開し、また、周知啓発を通じて住民の防犯意識を高めていくことが必要です。

(3) ひとにやさしいまちづくり

【取組状況】

- 町内の歩道の段差解消や、公共施設、公園等のトイレの改修を行うなどバリアフリー化を実施しています。

【課題】

加齢に伴って身体の機能が衰え、運動器機能の低下や転倒のリスクが高くなります。アンケート調査の回答結果からリスク分析を行ったところ、全体の1割以上の方に運動器機能の低下リスクが、また、全体の2割以上の方に転倒リスクがあることが分かりました。

健康づくりや介護予防等を通じて、高齢者の身体機能の低下を防ぐことも重要ですが、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの適用など、高齢者や障がい者の身体機能に配慮した、ひとにやさしいまちづくりを推進していくことも必要です。

(4) 住まいへの支援

【取組状況】

県やもとす広域連合と連携を図りながら、自宅以外の選択肢として有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、特別養護老人ホームなど、高齢者の住まいの整備を行っています。

【課題】

アンケート調査結果から、自身に介護が必要になった場合「なるべく家族のみで、自宅で介護を受けたい」と「ヘルパーやデイサービス、ショートステイ等を活用しながら、自宅で介護を受けたい」を合わせると半数以上の方が“自宅で介護を受けたい”と回答しています。一方で、「介護施設へ入所したい」と回答した方は1割程度となっており、施設の整備を含めたまちづくりを進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な枠組み

1. 基本理念

『北方町第7次総合計画』では、子どもから高齢者まですべての住民が「地域の中でいきいきと暮らせるまち」、「人と人とのつながりが実感できるまち」、「快適・便利に暮らせるまち」の3点をまちづくりの基本理念とし、「“つながり”で築く躍動するまち 北方」をまちの将来像として掲げ、6つの基本目標のもとで施策を展開しています。

高齢者福祉においては、総合計画基本目標V「みんなの力で健やかに暮らせるまち」の中で、(1) 地域包括ケアシステムの構築、(2) 高齢者の生活支援等の充実の2点を掲げています。

【まちの将来像と基本目標】

「“つながり”で築く躍動するまち 北方」

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| I つながりと信頼を深めみんなの力でつくるまち | IV 賑わいと活力に満ち未来に輝くまち |
| II いつまでも住み続けたいまち | V みんなの力で健やかに暮らせるまち |
| III 地域ので安心・安全のまち | VI 夢をもち共に学び合えるまち |

本計画では、総合計画が掲げるまちの将来像を踏まえ、地域福祉計画で目標としている、誰もが地域社会の中で共に暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域包括ケアシステムの推進を通じて本町に住むすべての高齢者が生きがいに満ち、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちを目指して、以下の基本理念を定め、計画を推進します。

【高齢者福祉計画 基本理念】

つながりと信頼を深め、地域の中で
誰もが健やかに暮らせるまち 北方

2. 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1：高齢者がいきいきと輝くまちづくり

本町では、高齢化の進展、高齢者の増加に伴って、今後、要介護認定者の増加が予想されます。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるためには、要介護状態になることを予防する取組が重要です。社会参加や就業促進等を通じた社会とのつながりの強化や生きがいづくりを支援し、健康づくりや介護予防を推進します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業では、地域住民、民間事業者など多様な主体による生活支援サービスの充実を図り、地域の生活支援体制を構築します。



基本目標2：地域共生社会の実現に向けた体制の整備・強化

今後、高齢化が一層進んでいくと予想される中で、高齢者福祉、障がい福祉、生活困窮者支援などの制度、分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら住み慣れた地域で暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が必要です。

そのために、地域包括ケアシステムを推進する上で中核的な役割を持つ地域包括支援センターの機能強化を図り、さらに、医療と介護の連携を促進して、高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるサービスの提供に努めます。



基本目標3：認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が予測されるなか、認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。そのため、認知症の予防に努めつつ、認知症と共生し、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す必要があります。

認知症に関する知識の普及啓発や早期発見、早期対応の仕組みづくり、家族介護者の負担軽減など、認知症高齢者やその家族が安心して生活できる地域づくりを推進します。



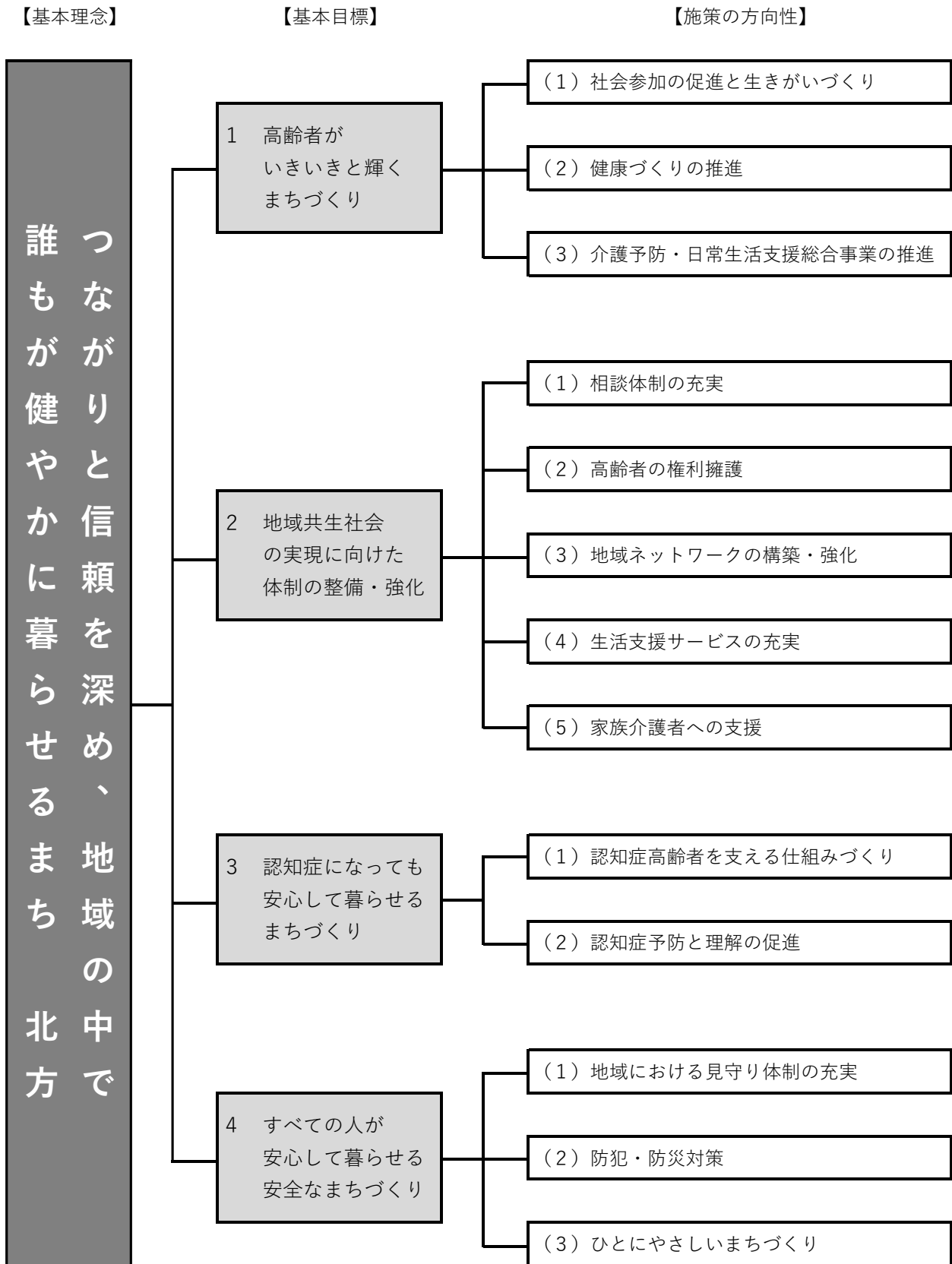
基本目標4：すべての人が安心して暮らせる安全なまちづくり

地域共生社会を実現するための取組は、高齢者やその家族、高齢者を支える介護者など、本町に住むすべての住民にとって安心して暮らせる安全なまちづくりへとつながっていきます。

地域の見守り体制の充実を図るとともに、高齢者の移動手段の確保、高齢者に配慮した環境の整備、災害等の緊急時に対応ができる体制づくりを推進します。



3. 施策体系



第4章 計画の内容

基本目標1 高齢者がいきいきと輝くまちづくり

(1) 社会参加の促進と生きがいづくり

社会参加による高齢者の生きがいづくりに向けて、高齢者を対象とした講座やイベントの開催、ボランティア活動等により、高齢者同士や世代間の交流を行います。また、生活支援の担い手として、高齢者の豊富な知識や技能、経験を地域に活かす活動を支援します。

① ふれあいいきいきサロン

家に閉じこもりがちな高齢者や、昼間はひとりになる高齢者などが、楽しく自立した生活が送れるように、地域の身近な場所で気軽に集まり、レクリエーションや学び等を通して交流の輪を広げているふれあいいきいきサロンは、町内各地で開催されており、高齢者の居場所となっています。

各サロンの運営は、社会福祉協議会がサポートをしています。

既存のサロンの活性化、誰もが歩いて行ける場所でのサロンの開設を支援し、利用者の増加を図ります。

【実施状況】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）※
サロン数（か所）	11	12	14
延利用人数（人）	2,181	2,471	1,467

※ 令和2年度は14か所のサロンのうち、9か所のみ活動

【数値目標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サロン数（か所）	15	16	17
延利用人数（人）	2,500	2,550	2,600

② 多世代交流事業

核家族化が進み世代間の交流が希薄になるなか、幼少期から高齢者まで誰もが地域の中に自由に集える拠点を設け、交流するなかでお互いをわかり合い、支え合う活動につなげていく事業を行っています。

参加者の固定や、実施者の後継者不足が課題となっていることから、誰もが参加しやすい環境づくりや、事業の周知を推進します。また、より活発な活動が行えるよう、担い手の育成を図ります。

既存の「ひなたぼっこくらぶ」に加え、新たな居場所づくり事業として、子ども食堂の運営支援事業を含めた共生型常設型の居場所である「みんなのお家」を開設し、多世代交流のさらなる充実を図ります。

③ ボランティア活動への参加促進

高齢者が長年培ってきた知識や技能、経験を活かし、地域社会を支える重要な担い手となってもらうことが重要です。

今後も、生涯学習推進室と福祉健康課、地域包括支援センター、社会福祉協議会が連携・協働して、多様な生活支援の担い手となるボランティアの発掘や養成を推進します。

また、支援する人と支援を希望する人のニーズを正確に把握し、適切に養成・マッチングするため、生活支援コーディネーターの配置などにより、ボランティアの効果的な活用方法の検討及びボランティア体制の強化に努めます。

④ 老人クラブ

高齢者が住み慣れた地域の中で、仲間づくりを通じて支え合い、生きがいと健康づくりを行う自主的な組織です。

(1) 生活を豊かにする楽しい活動、(2) 地域を明るくする社会活動、(3) 仲間づくり活動 の三本の柱を基本目標に定め活動が行われています。

加入年齢は 60 歳以上です。

近年、会員数が減少傾向にあることから、老人クラブの現状把握に努め、また、岐阜県老人クラブ連合会からの助言を受ける等、その対策に取り組みます。

【実施状況】

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
老人クラブ数 (クラブ)	7	7	6
会員数 (人)	595	563	505
加入率 (%)	11. 1	10. 2	9. 2

⑤ 生涯スポーツの促進

定期的な運動は、生きがいや健康づくり、認知症予防にも効果があります。住民一人ひとりが、生涯の各時期各場面でそれぞれの個性やライフスタイルに応じて、様々なスポーツを楽しむ生涯スポーツを推進することは重要です。

グラウンドゴルフやゲートボールをはじめ、ヨガやカローリングなど各種スポーツを生きがい・健康づくりとして楽しむことができ、仲間づくりの場、世代を超えた交流の場となるよう機会を提供し普及を図ります。また、適切な指導ができる人材の育成と確保に努めます。

⑥ カワセミ大学（高齢者大学）

「生涯青春」を合い言葉に、文化教養、健康、人生設計などに関する講演会を開催したり、町外の施設や文化財の見学を行うなど、生涯学習に対する意欲を醸成するための高齢者大学を開催しています。

他の高齢者向け講座や活動等が増えたことで参加者が分散されないよう、今後は内容の差別化を図り、さらに内容の充実に努めることで登録者の増加に努めます。

【実施状況】

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登録者数 (人)	81	68	休校

⑦ シルバー人材センターの活用

地域社会の日常生活に密着した仕事を通し、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図るとともに、地域で能力を発揮していくための高齢者による自主的な団体です。

広報やハローワークの求人を用いて会員数の増加を図り、また、高齢者が働く場の開拓を行うなど、シルバー人材センターを通じた高齢者の就労支援に努めます。

【実施状況】

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
会員数 (人)	96	116	107

⑧ 福祉センター

高齢者の健康増進や教養の向上のための施設です。

身近な地域で気軽に利用できる高齢者の憩いと生きがい、健康づくりのための施設として、利用しやすい環境づくりに努めます。

老人クラブや自主サークルなどの趣味活動による生きがいづくりや健康づくりなどのほか、介護予防教室の開催など施設の効果的な利用の促進を図ります。

また、ボランティア活動の拠点のひとつとして、住民主体の地域福祉活動を展開していきます。

【実施状況】

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
延利用人数（人）	17,846	16,071	8,000

⑨ いきいき支援センターまどか

高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することを予防し、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう支援する施設です。

認知症カフェや家族支援のための介護教室、介護予防教室などを開催しています。

近隣の住民の参加が定期的に見られますが、今後はより広く町民に知ってもらえるように、周知方法を検討するなど、参加者増加のための取組を推進します。

【実施状況】

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
延利用人数（人）	3,527	2,312	1,500

(2) 健康づくりの推進

高齢者に対し、介護予防についての啓発を推進するとともに、高齢者が健康の維持・向上の必要性について自覚し、そのために自ら取り組む活動を支援します。そして、要介護状態になることを予防し、健康寿命の延伸により、住み慣れた地域で自立した生活が長く続けられるように支援します。

① 研修や出前講座等の実施

介護保険サービス提供事業者や医療保健福祉関係団体と連携して町民を対象とした健康づくりや介護予防に関する研修会等を開催するほか、町民のニーズに応じて地域サロンや、介護予防教室等において出前講座を実施します。

【実施状況】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
出前講座実施回数（回）	52	41	34

【数値目標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出前講座実施回数（回）	40	45	50

② 保健事業との連携

要介護(支援)状態の主な原因となる生活習慣病の予防には、若い頃から食や運動などの生活習慣の改善に取り組むことが重要です。若い頃からの各種検診及び健康診査受診、保健指導、健康教育、健康相談等による疾病の早期発見、生活習慣改善、重症化予防のための医療継続受診など適切な健康行動につなげることができるよう支援します。

令和2年度から、高齢になっても健康が維持できるよう、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を推進しています。庁内担当課との連携を強化し、若い頃からの継続的な健康づくり支援及び保健事業の充実に努めます。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた人、基本チェックリスト該当者に対し、訪問型サービスおよび通所型サービス、その他の生活支援サービスを提供し、これらのサービスを適切に提供できるように介護予防ケアマネジメントを行います。

また、地域の実情やニーズを踏まえ、関係機関等と協議しながらサービス提供体制の構築に努めます。

現状の事業を継続するとともに、住民主体による支援を充実させ、介護予防を推進していきます。

【介護予防・生活支援サービス事業の概要】

区分	内容
訪問型サービス (現行相当)	・高齢者の状態悪化の予防の観点から、入浴・排泄・食事等の身体介護を要する場合生活援助と併せて従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを提供します。
訪問型サービスA (基準緩和型)	・従来の介護予防訪問介護から利用単価や事業所における人員基準等の緩和を行い、生活援助等の訪問介護のサービスを提供します。 ・生活支援ヘルパー事業では、町内に拠点のある介護保険事業所の職員が訪問し、掃除や洗濯、買い物等の生活支援を行います。
訪問型サービスB (住民主体によるサービス)	・住民が主体となり、身体介護を伴わない日常生活の援助を行う訪問型の生活支援サービスを提供します。
通所型サービス (現行相当)	・高齢者の状態悪化の予防の観点から、従来の介護予防通所介護に相当するサービスを提供します。
通所型サービスA (基準緩和型)	・従来の介護予防通所介護からサービス単価や事業所における人員基準等の緩和を行い、高齢者の閉じこもり予防や自立支援を目的としての通所介護のサービスを提供します。 ・元気はつらつ教室は、町内の公共施設で利用者の体力、筋力の維持・向上のための体操やレクリエーションを行います。 ・ミニデイサービス事業は、町内にある介護保険事業所で入浴支援、機能訓練、認知症予防のいずれかの支援を実施します。
介護予防ケアマネジメント	・65歳以上の高齢者が要介護状態等となることを予防するため、心身の状況や環境その他の状況に応じて、利用者自らの選択に基づき、介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

② 一般介護予防事業

健康づくりや介護予防に向けて、機能低下、転倒予防の視点だけでなく、重症化予防、認知症予防の視点を持ち、介護予防の普及啓発を促進します。

また、住民主体の活動的で継続的な通いの場としての介護予防事業を展開するとともに地域ボランティア等の人材育成に努めます。

【一般介護予防事業の概要】

区分	内容
介護予防把握事業	・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等を訪問し、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	・介護予防に資する知識の普及と啓発を行うため、地域に出向き、講演会、相談会等を行います。また、介護予防の教室（すまいる体操教室、すまいる男性体操教室、すまいる認知症予防教室）を開催します。
地域介護予防活動支援事業	・地域の介護予防の新たな活動の担い手として、支え合いサポーター養成講座を実施し、地域の介護予防活動を担うボランティアの育成に努めるとともに、育成したサポーターが活躍できる体制を整備します。
一般介護予防事業評価事業	・介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の事業評価を実施します。
地域リハビリテーション活動支援事業	・地域における介護予防の取組を強化するために、地域ケア会議、ホッと・カフェ、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の参加を促進します。

【一般介護予防事業実施状況】

●介護予防普及啓発事業

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）※
すまいる体操教室の参加者数（人）	2, 224	2, 417	1, 936
すまいる男性体操教室の参加者数（人）	—	—	165
すまいる認知症予防教室の参加者数（人）	341	324	225

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、4月～6月教室中止。

●地域介護予防活動支援事業

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
支え合いサポーター養成講座の参加者数（人）	120	159	36
いきいき百歳体操の開催個所数（か所）	6	7	8

【一般介護予防事業数値目標】

●介護予防普及啓発事業

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
すまいる体操教室の参加者数（人）	2,400	2,400	2,400
すまいる男性体操教室の参加者数（人）	170	175	180
すまいる認知症予防教室の参加者数（人）	330	340	350

●地域介護予防活動支援事業

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支え合いサポーター養成講座の参加者数（人）	90	90	90
いきいき百歳体操の開催個所数（か所）	9	10	11

基本目標 2 地域共生社会の実現に向けた体制の整備・強化

(1) 相談体制の充実

地域包括支援センターを中心として、高齢者に関する身近な相談窓口や支援体制を強化します。また、各種行事や出前講座などの機会を積極的に活用し、介護保険制度や地域支援事業等について、わかりやすい情報提供を行います。

今後高齢者の更なる増加が見込まれる中で、地域包括支援センターの機能強化とともに、関係機関との連携強化や職員の対応力、相談体制等の強化を図ります。

また、近年、複雑化、複合化した課題を抱える相談に包括的に対応できるよう体制づくりに努めます。

① 相談窓口の機能強化

高齢者の様々な相談に対し、福祉健康課、地域包括支援センター、保健センター、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会等関係機関が高い専門性を生かし、相談に対応できるよう、専門性を高めるための研修や人材育成に努めます。

また、どの窓口にも相談があっても、その相談を受け止め、必要に応じて必要な担当につなぐ体制づくりを進めます。

【実施状況】

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
相談件数 （件）	764	826	620

② 包括的支援体制づくり

近年では、介護、障がい、生活困窮等、複雑で様々な課題を複合的に抱える相談が増えています。相談を受けたら、関係機関が課題を共有し、課題解決に向けて連携、協同する仕組みづくりや包括的に対応する体制の構築に努めます。

(2) 高齢者の権利擁護

認知症高齢者等の増加に伴い、判断能力が不十分な高齢者への犯罪や権利侵害の増加が想定されます。

また、家族介護者の負担増加等による高齢者虐待なども懸念され、広報や啓発を通じた未然防止や相談支援を通じた家族介護者の心のケアが求められています。

また、急増する消費者被害等に対する防犯対策を推進するなど、成年後見制度の利用促進と併せ、権利擁護に関する中核機関の設置を推進し、専門的かつ包括的に高齢者の権利擁護を実施していく体制の整備充実を図ります。

① 成年後見制度の周知、利用促進

認知症高齢者など判断能力が不十分になっても、地域で安心して自立した生活が送れるように、成年後見制度の利用を支援し権利擁護を推進するための中核機関を開設し、制度を利用しやすい体制づくりに努めます。また、成年後見制度の正しい知識を広く周知し、認知度を上げていくため、中核機関を中心に制度の周知、啓発を図ります。

成年後見制度利用支援事業については、前計画期間中は利用実績がありませんでしたが、高齢者の権利擁護を推進するため、引き続き事業が利用できる体制を継続していきます。

② 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、速やかに高齢者宅を訪問して状況を確認するとともに、警察等の関係機関に連絡し、協同して事例に即した適切な対応をとります。

高齢者を虐待から守るため、警察、医療介護関係者と協同し、すばやい対応を心がけます。

また、高齢者虐待を未然に防ぐため、住民に広く理解してもらえるよう周知啓発を行います。

【実施状況】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
相談人数（人）	6	7	6
相談件数（件）	7	7	10

③ 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、福祉健康課と地域包括支援センターが連携して措置入所を実施します。

今後も、高齢者を守るための取組として、支援を継続していきます。

④ 消費者被害の防止

被害防止のため、消費生活担当課、警察等と連携して、相談に対応しています。

高齢者が犯罪などの被害に遭わないようにするため、今後も関係機関と連携しながら、様々な情報を正しく伝える機会の拡充や、啓発活動に努めます。

また、消費者被害を未然に防止するため、消費者生活担当課、県民生活相談センターや警察署等と幅広く情報共有し、地域全体での見守りに努めます。

⑤ 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分で契約等の手続きに不安のある人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などを行うものです。

自立を助けると考えられる方に対して事業の周知に努め、社会福祉協議会と連携して対応するとともに、状況に応じて関係機関とも連携、協働して適切な利用を図ります。

【実施状況】

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
利用者数（人）	9	6	5

(3) 地域ネットワークの構築・強化

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など支援を必要とする人への見守り等の効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの構築を図ります。

また、社会福祉協議会が中核となり、ふれあいいきいきサロンの開催や、見守り、外出支援などの生活支援サービスの提供を通じて、地域の支え合い活動を促進します。

地域において最も身近な組織であり、ネットワークの基幹となる自治会とともに地域全体に支え合いの意識を広め、地域で高齢者を支援する地域福祉活動の充実を図ります。住民の地域福祉に対する意識を高めるために、自治会を活かした住民同士の見守りや支え合いなど、住民と行政、住民活動団体等が地域で共に取り組むための仕組みづくりを進めます。

また、在宅で医療と介護のサービスを必要とする高齢者が増加することが予測されるため、医療が必要な状態になった場合にも状態に応じた適切な医療、介護、福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう、連携を強化し、体制の整備を推進します。

① 地域ケア会議

地域ケア会議は、内容の充実を図りながら、多職種による専門的視点を交え、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を見出し、地域に必要な資源開発や地域づくりにつなげるため、一層の充実に努めます。

要支援認定者を対象として、令和2年度から開催している自立支援会議の充実に取り組んでいきます。

② 社会福祉協議会との連携

地域において高齢者を支えるためには福祉関係者、ボランティア団体、地域住民と協働した施策の展開が求められます。

地域福祉の推進役である社会福祉協議会と町とが相互の理解を深め、積極的に連携を図って活動や事業を推進していきます。

③ 民生委員への支援

民生委員は、住民の身近な相談相手として、また地域の見守りネットワークづくりの中心的な役割を担い、住民の立場に立った地域福祉活動を行っています。

地域の高齢者福祉において重要な担い手である民生委員と町、各関係機関の連携のさらなる強化を図るとともに、職務負担の軽減に努めるなど、多岐にわたる活動が継続できるよう支援していきます。

④ 地域ネットワークの推進

北方町支え合い地域づくり協議体は、地域づくりを推進するための定期的な情報の共有と連携の強化の場としています。

高齢者がいつまでも活動的でいきいきとした生活を営むために、幅広い関係機関との連携や協働を進め、地域資源を有効に活用できるよう、今後も北方町支え合い地域づくり協議体の活動を推進していきます。

また、地域における多様な主体によるサービスの提供体制の構築や各種組織、団体等の連携、調整役を担う生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を支える地域の生活支援の体制の充実を図ります。

地域ネットワークの輪が広がるよう、研修や他市町村の取組についての協議、視察等を取り入れ、住民の地域づくりへ意識の高揚を図ります。

⑤ 医療と介護の連携強化

在宅で医療と介護のサービスを必要とする高齢者が増加することが予測されるため、医療が必要な状態になった場合にも状態に応じた適切な医療、介護、福祉等のサービスが切れ目なく提供されるよう、連携を強化し、体制の整備を推進します。

医師会、歯科医師会、薬剤師会や介護保険事業所、医療福祉関係者等が「顔の見える関係」を構築し、地域の医療と介護、福祉に関わる多職種が連携、協働して高齢者を支える体制をつくります。地域の医療機関が充実している本町の状況が地域の高齢者を支える強みであり、これをさらに高めていくため実効性のあるネットワーク体制の構築を目指します。

(4) 生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、高齢者福祉サービスとして、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、重度の要介護認定高齢者等に対する生活支援を推進していきます。

また、生活支援は地域活動の要となることから、地域のニーズにあった多様な生活支援サービスの充実を図り、地域活動の活発化を促進します。

① 外出支援サービス事業

身体に支障があり、ひとりで外出することが困難な高齢者を対象に、社会福祉協議会で外出支援車として福祉車両の貸出しを行っています。

今後も、広く情報発信をし、利用の促進に努めます。

【実施状況】

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
利用人数（人）	3	6	2
利用件数（件）	13	20	6

② バス乗車券・高齢者タクシー利用の助成

社会参加を促進するために、70 歳以上の高齢者に対し外出支援として、岐阜バス IC カード乗車券であるアユカの助成事業や、運転免許証を自主返納した高齢者へのアユカ助成事業を継続して実施していきます。

また、高度医療機関の受診にかかる負担軽減のため、特定の医療機関への通院に利用する際や、町内間を移動する際のタクシー利用料の助成事業を継続して実施します。

今後もニーズに応じて、移動支援に関するサービスの充実を検討していきます。

【実施状況】

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
免許証返納者への アユカ助成利用件数 (件)	20	48	16
タクシー 助成利用 件数 (件)	42	111	190
	—	—	199

③ 生活管理指導短期宿泊事業

ひとり暮らしの高齢者等に対し、健康で安全な生活を営めるよう養護老人ホームに一時的に宿泊し、生活支援と体調の調整をはかる事業を実施しています。

今後も、高齢者の安全な生活を確保していくため、引き続き事業の継続に努めます。

(5) 家族介護者への支援

介護離職や高齢者虐待が社会問題となるなか、地域の相互の支え合いや介護者の不安を解消するための効果的なサービス提供や「ホッと・カフェ」など気軽に集まることができる場の充実を図ります。

また、在宅介護を推進する上で、介護に携わる家族の負担を軽減するための支援の充実に努めます。

① 介護教室

高齢者を在宅で介護している人を対象に、認知症地域支援推進員が介護教室を開催しています。介護技術を学んだり、日常の介護から離れてリフレッシュしてもらったりするとともに、同じ立場の人同士で交流し悩みや体験を共有することで、在宅介護者の心身の負担を軽減することを目的としています。

今後も引き続き介護教室を継続し、男性介護者に特化した企画をするなど、新たな参加者の増加に努めます。

【実施状況】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
開催回数（回）	12	11	5
延参加人数（人）	216	179	65

【数値目標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	12	12	12
延参加人数（人）	160	170	180

② 日常生活用品購入費助成事業（紙おむつ助成券配布）

介護者の負担を軽減し、自宅での介護の継続を支持するため、要介護度が3以上の在宅で常時紙おむつや尿取りパットを利用している高齢者に対し、紙おむつ等購入助成券の配布を継続して実施します。

利用者の利便性を高めるため、購入できる店舗の拡充に努め、啓発を行っていきます。

【実施状況】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
延利用人数（人）	701	655	667

③ 介護者慰労金支給事業

寝たきり等の状態にある要介護度が3以上の高齢者を、在宅で6か月以上介護している家族に、介護の精神的な負担を和らげるなど、高齢者にとって好ましい社会環境づくりを行う目的で介護者慰労金を支給しています。

適宜事業内容を見直し、適切な運用に努めます。

基本目標3 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

(1) 認知症高齢者を支える仕組みづくり

認知症高齢者の増加が予測されるなか、認知症疾患医療センターやサポート医、認知症地域支援推進員と連携し、認知症の早期発見、早期対応など、適切な支援につなげる体制づくりを推進します。

また、介護者の精神的、身体的な負担の軽減や生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

① 相談・支援体制の確立

地域包括支援センターを中心とした認知症に関する相談窓口の周知徹底を図ります。相談時には、認知症ケアパスを活用し、認知症疾患医療センター、医療機関、介護保険事業所、認知症地域支援推進員と連携しながら対応します。

② 早期発見・早期対応の促進

専門職で構成された認知症初期集中支援チームが、初期の段階でアセスメント、チーム員会議等を行いながら認知症の疑いのある人やその家族に対して個別の訪問を行い、認知症の早期発見、診断につなげ、本人や家族に自立生活のサポートを行います。

③ 見守りシール交付事業、個人賠償責任保険事業の活用

認知症の人が行方不明になった時、早期に発見し保護できるようQRコードがついた見守りシールの交付事業を実施しています。また、法律上の損害賠償責任を負った場合、その補償に対応できるよう、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施しています。認知症高齢者の支援体制の充実に努め、家族の心身の介護負担の軽減を図っていきます。

見守りシールの声かけ訓練等を実施するなど、適切に活用できるように事業の周知啓発に努めます。

④ 認知症カフェの開催

ホッと・カフェをはじめとする認知症カフェを定期的を開催しています。認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者の方が気軽に出向き活動することができる場所、またその家族が相談したり情報交換をすることができる場所として開催を継続していきます。

【実施状況】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
ホッと・カフェ			
設置箇所数（か所）	5	5	5
開催回数（回）	60	55	20
延参加者数（回）	1,657	1,493	248
認知症カフェまどか			
開催回数（回）	131	118	118
延参加者数（回）	822	971	800
ひなたぼっこカフェ			
開催回数（回）	—	—	100
延参加者数（回）	—	—	1,200

【数値目標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホッと・カフェ			
設置箇所数（か所）	5	5	5
開催回数（回）	60	60	60
延参加者数（回）	1,500	1,510	1,520
認知症カフェまどか			
開催回数（回）	130	130	130
延参加者数（回）	900	910	920
ひなたぼっこカフェ			
開催回数（回）	100	100	100
延参加者数（回）	1,210	1,220	1,230

(2) 認知症予防と理解の促進

認知症サポーター養成講座をはじめとする、住民を対象とした講演会、講習会の開催や、広報紙、パンフレット等を通して、認知症に対する正しい知識や接し方の普及、啓発に取り組み、住民の認知症に対する正しい理解を深め、住民による見守り活動の支援を行います。

さらに、医療保健福祉の専門職に加えて住民やボランティアなど様々な地域の社会資源とのネットワーク化による支援体制の強化を図ります。

① 認知症予防知識の普及・啓発

老人クラブやふれあいいいきサロン、介護予防教室等さまざまな機会を通じて、認知症の正しい知識や、その予防方法などの普及啓発に取り組みます。

② 認知症サポーター養成講座

広く住民が認知症の正しい知識や接し方について理解を深め、地域で見守る体制を構築するため、地域包括支援センターを中心に認知症サポーター養成講座を開催します。

また、平成30年度からキッズサポーター養成講座を行っています。子どもの頃から認知症に対する意識の向上や、その家庭への知識の普及を図ります。

【実施状況】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
認知症サポーター養成講座の参加者数(人)	271	233	187
一般養成講座(人)	88	34	23
一般養成講座開催数(回)	3	2	1
キッズサポーター養成講座(人)	183	199	164
キッズサポーター養成講座開催回数(回)	3	6	6

【数値目標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター一般養成講座の参加者数(人)	40	45	50
一般養成講座開催数(回)	2	2	2

③ チームオレンジの構築

ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が、支援チーム（チームオレンジ）をつくり、認知症の人やその家族のニーズに合った支援につなげていく仕組みを構築します。

また、認知症サポーターが認知症に対する正しい知識や対応方法を身につけて活動することで、自主的に行ってきた活動をさらに推進していけるよう支援します。

基本目標 4 すべての人が安心して暮らせる安全なまちづくり

(1) 地域における見守り体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、民生委員等の見守り活動に加え、配達業務等で地域に関わりのある民間業者にも協力を求めることで早期に問題を発見し、必要な支援につなげていきます。見守る人、見守られる人を特定せず、事業活動の中で見守りの輪を広げ、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活ができるようネットワークの構築に努めます。

① ふれあい訪問事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者と、高齢者のみ世帯の自宅を訪問し、話を聞くことで実態を把握します。

実は困りごとがあるものの、本人や家族からは声をあげられない場合や、認知症による生活能力の低下、疾病など、支援が必要な場合があります。

潜在しているニーズの把握、実態把握のため、高齢者世帯の訪問を引き続き継続します。

【実施状況】

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
70歳以上のひとり暮らし高齢者			
訪問件数（件）	571	672	570
確認件数（件）	295	258	257
70歳以上の高齢者のみ世帯			
訪問件数（件）	177	254	417
確認件数（件）	120	178	239

② 支え合い見守りネットワーク活動に関する協定の締結

北方町支え合い地域づくり協議体が主体となって、新聞販売店や宅配業者など、日常の業務において高齢者宅を訪問する機会のある事業者等と、見守り活動への協力に関する協定の締結を進めています。

業務中に何らかの異変に気付いた事業者は町へ連絡し、連絡を受けた町は関係機関と連携して対応を行います。民間事業者に地域の一員としてゆるやかな見守り意識を持ってもらい、地域を見守るネットワークづくりを行います。

関係機関との連携を強化しつつ、様々な分野の職種の方に参加を呼びかけて、引き続き協定の締結先を増やし、ネットワークを広げていきます。

【実施状況】

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
新規締結業者数	34	15	22

③ 見守りボランティア

研修を受けて登録された見守りボランティアが、高齢者の自宅を月に1回以上訪問し、普段の生活と変わりはないか確認します。

近年では、利用者が減少傾向にあり、今後の活動方法など、事業の見直しを検討します。

【実施状況】

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
ボランティア登録数 (人)	23	20	17

④ 配食サービス

ひとり暮らしの高齢者を対象に、民生委員が安否確認を目的として月1回の食事を配布する訪問を行っています。

食事の配付を通じて、ひとり暮らし高齢者と、困りごとなどを相談しやすい関係をつくるとともに、民生委員が地域の実態把握を行う機会のひとつとしていきます。

【実施状況】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
配食訪問回数（回）	12	11	10
配食総数（食）	2,739	2,444	2,363

⑤ 緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らしの高齢者が安心して生活を営めるよう、緊急時にボタンひとつでコールセンターを介して消防署に連絡できる通報装置の設置を行っています。

急病等の緊急時に迅速に対処するため、利用者が緊急時に適切に使用できるような体制づくりに努めます。

【実施状況】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
設置件数（件）	66	80	90

(2) 防犯・防災対策

防犯、防災意識の高揚と啓発に努めるとともに、避難行動要支援者名簿の整備や、地域住民、福祉関係者等の連携による制度の周知普及、地域が主体となった支援体制の整備等を推進します。

① 避難行動要支援者の安全確保体制の整備

地震などの災害が発生したとき、ひとり暮らし高齢者など災害時に特に支援を必要とする人の安全確保が重要な課題となっています。

避難行動要支援者名簿（見守り台帳）の更新を定期的に行い、その実態把握を行っていきます。また、災害時に迅速かつ的確な救援活動ができるよう、個別避難計画体制等の整備に努めるとともに、名簿の情報を自治会等に提供し、災害時の共助を支える一助とします。

② 地域防犯活動の支援

悪質商法や振り込め詐欺などの犯罪は、年々その手口が巧妙化し、特に高齢者は狙われやすいため、積極的に住民相互の交流を図ることで、悪質商法などの被害の防止や早期発見につなげます。

地域での声かけ運動を支援するとともに、プライバシーに配慮した緊急連絡網の整備とその活用など、地域の安全活動を支援します。

(3) ひとにやさしいまちづくり

高齢者が住みやすい地域をつくっていくために、引き続き公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、福祉の目線で施設の点検整備を行い、ユニバーサルデザイン（誰もが使いやすいみんなにやさしいデザイン）を取り入れた新たな施設の整備等に努めます。

① ユニバーサルデザインに基づくまちづくり

公共施設や公園等のトイレの改修を行うなどバリアフリー化を実施し、多世代共生を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた、まちづくりを推進していきます。

② 歩行空間の整備

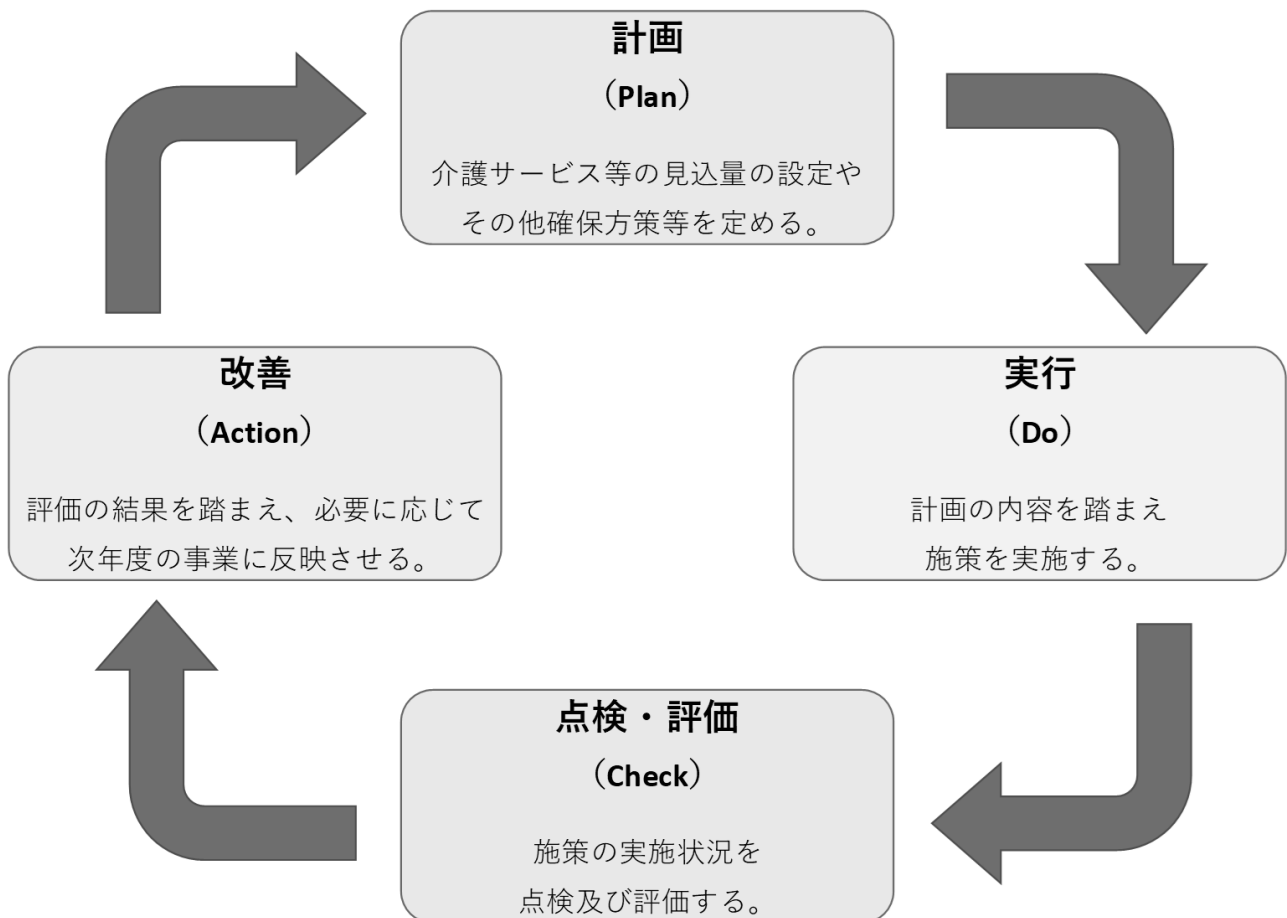
段差のない歩行帯の確保等、高齢者や障がいのある人にやさしい歩行空間の確保をに努め、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の進行管理

本計画は、高齢者を取り巻く関係機関がそれぞれ連携しながら着実に推進していくことが必要です。そのため、本計画に掲げた数値目標や各施策の取組実績について、年1回、進捗状況や達成状況を分析評価し、見直しを図っていきます。評価に当たっては国の示す評価指針に沿って適切に実施します。

【PDCAサイクル図】



2. 計画の推進

本計画は、高齢者を支える地域住民、民生委員、ボランティア、NPO団体、医療機関や介護保険事業所、行政機関や社会福祉協議会等様々な人々や団体等の関係機関が、協働することによって推進していくことが大切です。

町は、高齢者福祉の向上を目指して施策を総合的に推進する責務があります。そのため、庁内での連携はもとより、高齢者福祉を推進する関係機関、団体等の役割を踏まえながら、相互に連携し協力を図るとともに、住民のニーズの把握と各地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

資料編

1. 北方町老人福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年12月5日
告示第87号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく北方町老人福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、北方町老人福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に必要な情報の収集整理及び提供に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体の役員又は職員
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉健康課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

2. 北方町老人福祉計画策定委員会委員名簿

	分 類	所 属 等	氏 名
会長	町関係団体役員	北方町老人クラブ連合会 会長	八代 勝秋
副会長	町関係団体役員	北方町民生委員児童委員協議会 会長	水野 忠明
	町関係団体役員	北方町自治会連絡協議会 副会長	住田 誠
	介護保険関係施設	ナーシングケア北方 施設長	高橋 伸士
	学識経験者	一般社団法人もとす医師会 理事	吉田 健一郎
	行政機関	岐阜地域福祉事務所 福祉課長	飯沼 博美
	行政機関	もとす広域連合 介護保険課長	佐藤 之則
	町関係団体役員	北方町社会福祉協議会 事務局長	高井 勇一

(順不同・敬称略)

北方町高齢者福祉計画
令和3年3月

発行：岐阜県北方町
編集：福祉健康課

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地
TEL：058-323-1119 FAX：058-323-2114